

平成23年 第55回定例会

# あわらし議会会議録

平成23年9月5日 開会

平成23年9月22日 閉会

あわらし議会

平成23年 第55回あわら市議会定例会 会議録目次

第 1 号(9月5日)

議事日程	1
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条により出席した者	3
事務局職員出席者	3
議長開会宣告	4
市長招集挨拶	4
開議の宣告	5
諸般の報告	5
行政報告	6
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
議案第48号の上程・提案理由説明	8
議案第49号から議案第60号の一括上程・提案理由説明・決算審査結果報告 ・総括質疑・委員会設置・委員会付託	8
議案第61号及び議案第62号の一括上程・提案理由説明 ・審査結果報告・総括質疑	20
議案第63号から議案第66号の一括上程・提案理由説明 ・総括質疑・委員会付託	23
議案第67号から議案第71号の一括上程・提案理由説明 ・総括質疑・委員会付託	25
議案第72号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託	26
議案第73号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決	27
散会の宣言	28
署名議員	29

第 2 号(9月12日)

議事日程	30
出席議員	31
欠席議員	31
地方自治法第121条により出席した者	31
事務局職員出席者	31
開議の宣告	32
会議録署名議員の指名	32
一般質問	32
吉田太一君	32

一般質問	37
森 之 嗣 君	37
一般質問	43
八 木 秀 雄 君	43
一般質問	47
牧 田 孝 男 君	47
一般質問	55
山 川 知 一 郎 君	55
一般質問	69
杉 本 隆 洋 君	69
散会の宣言	72
署名議員	73

### 第 3 号 ( 9 月 2 2 日 )

議事日程	74
出席議員	75
欠席議員	75
地方自治法第 1 2 1 条により出席した者	75
事務局職員出席者	75
開議の宣告	76
会議録署名議員の指名	76
議案第 6 3 号から議案第 7 2 号の委員長報告・質疑・討論・採決	76
発議第 3 号の提案理由説明・質疑・討論・採決	86
発議第 4 号の提案理由説明・質疑・討論・採決	87
常任委員会の閉会中の継続調査の件	88
議員派遣の件	89
閉議の宣告	89
市長閉会挨拶	89
議長閉会挨拶	90
閉会の宣告	90
署名議員	91

## 第55回あわら市議会定例会議事日程

第 1 日

平成23年9月5日(月)

午前9時30分開議

- 1. 開会の宣告
- 1. 市長招集あいさつ
- 1. 開議の宣告
- 1. 諸般の報告
- 1. 行政報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第48号 専決処分の報告について  
(損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第 4 議案第49号 平成22年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第50号 平成22年度あわら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第51号 平成22年度あわら市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第52号 平成22年度あわら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第53号 平成22年度あわら市産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第54号 平成22年度あわら市農業者労働災害共済特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第55号 平成22年度あわら市モーターボート競走特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第56号 平成22年度あわら市公共下水道事業会計決算の認定について
- 日程第12 議案第57号 平成22年度あわら市水道事業会計決算の認定について
- 日程第13 議案第58号 平成22年度あわら市工業用水道事業会計決算の認定について
- 日程第14 議案第59号 平成22年度あわら市農業集落排水事業会計決算の認定について
- 日程第15 議案第60号 平成22年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算の

		認定について
日程第 1 6	議案第 6 1 号	平成 2 2 年あわら市健全化判断比率及び各公営企業に係る資金不足比率の報告について
日程第 1 7	議案第 6 2 号	平成 2 2 年度芦原温泉上水道財産区水道事業に係る資金不足比率の報告について
日程第 1 8	議案第 6 3 号	平成 2 3 年度あわら市一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 9	議案第 6 4 号	平成 2 3 年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 0	議案第 6 5 号	平成 2 3 年度あわら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 1	議案第 6 6 号	平成 2 3 年度あわら市水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 2	議案第 6 7 号	あわら市暴力団排除条例の制定について
日程第 2 3	議案第 6 8 号	あわら温泉湯のまち広場条例の制定について
日程第 2 4	議案第 6 9 号	あわら市防犯隊設置条例の全部を改正する条例の制定について
日程第 2 5	議案第 7 0 号	あわら市税条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 6	議案第 7 1 号	あわら市小中学校施設の利用に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 7	議案第 7 2 号	字の区域及び名称の変更について
日程第 2 8	議案第 7 3 号	あわら市副市長の選任について

（ 散 会 ）

---

出席議員（18名）

1番	吉田太一	2番	森之嗣
3番	杉本隆洋	4番	山田重喜
5番	三上薫	6番	八木秀雄
7番	笹原幸信	8番	山川知一郎
9番	北島登	10番	向山信博
11番	坪田正武	12番	丸谷浩二
13番	牧田孝男	14番	卯目ひろみ
15番	宮崎修	16番	山川豊
17番	東川継央	18番	杉田剛

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条により出席した者

市長	橋本達也	副市長	北島善雄
教育長	寺井靖高	総務部長	田中利幸
財政部長	小坂康夫	市民福祉部長	徳丸敏郎
経済産業部長	北浦博憲	土木部長	木下勇二
教育部長	辻博信	会計管理者	高橋瑞峰
市民福祉部理事	岡崎新右衛門	土木部理事	松浦好孝
芦原温泉上水道財産区管理者	竹内正文	代表監査委員	高橋憲治

---

事務局職員出席者

事務局長	田崎正實	参事	山口徹
主査	宮川豊一		

---

### 議長開会宣告

議長（向山信博君） ただいまから、第55回あわら市議会定例会を開会します。

（午前9時28分）

---

### 市長招集挨拶

議長（向山信博君） 開会に当たり、市長より招集のご挨拶がございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 本日、ここに第55回あわら市議会定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

9月に入り、ようやく朝夕には秋の気配が感じられようになりました。議員各位には、何かとご多忙中にもかかわらず、本定例会にご参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

心配しておりました大型の台風12号による影響ですが、全国的には現在もなお大きな被害をもたらしておりますが、本市においては今のところ、目立った被害の報告はない状況であります。

さて、3月11日の東日本大震災の発生からもうすぐ半年がたとうとしております。被災地では、瓦礫の撤去は進みつつあるようですが、処理についてはめどが立たず、住居用地、道路、港湾などのインフラの復旧、整備は、ようやくこれから計画が立てられるといった状況であります。

また、福島第一原発の事故においても、いまだ多くの方が、自宅に戻ることを許されず、遠く離れた地で苦難の生活を強いられております。

この大震災に対し、あわら市では、発生直後から義援金の受け付け、救援物資の提供、被災者の受け入れ、職員の派遣などを行うとともに、「がんばろうNIPPON」の缶バッジを作成、販売し、その売上金を被災地の支援に充てさせていただいております。

先月7日には、花咲ふくい農業協同組合、あわら市園芸協議会スイカ部会の皆様のご協力をいただき、市職員と花咲ふくい農業協同組合職員の8人が「花咲ふくいのスイカを被災地へとどけ隊」を結成し、坂井北部丘陵地でとれたスイカ240個を冷凍車で石巻市の避難所4カ所へ届けさせていただきました。猛暑の中、甘く冷えたスイカは、どの避難所でも大変好評であったとの報告を受けております。

一方、あわら市建設業協会の皆様が6月6日から続けてこられた石巻市での瓦礫撤去のボランティア活動ですが、当初の予定を1週間延長し、今週末で終わられます。3カ月にわたる地道で困難な活動は、本当にご苦労が絶えなかったものと思われま。酷暑の中黙々と誠実に作業を続ける姿勢に、石巻市そして被災者から大変感謝されたと聞いておりまして、市民を代表し、心からねぎらいと感謝を申し上げます。

また、後ほどの行政報告でも触れさせていただきますが、先月28日には、本荘、新郷地区を対象に住民、関係者730人のご参加をいただき、本荘小学校で市総合防災訓練を実施いたしました。今後とも、各地区でこうした訓練を実施し、万一の災害に対し、市と市民が一体となって迅速かつ的確に対処できるよう備えをしたいと考えております。

さて、国においては民主党の新代表に選ばれた野田佳彦氏が9月2日に第95代首相に就任し、新内閣が発足しました。

新内閣には、震災復興の財源確保、原発事故の収束、超円高による産業の空洞化、先進国に類を見ない膨大な国家債務とこれに対処するための消費税率の引き上げ問題など、避けて通れない課題が山積みであります。

しかし、新しい総理の指導のもと、これら国難とも言える現状に対し、場当たりの施策ではなく、しっかりと腰を落ちつけ、長期的視点に立った政策を着実に実行し、日本の再生に取り組んでいただくことを切に願っております。

加えて、こうした大きな国家的課題の克服に集中する余り、地方の問題に目が届かないことも懸念されますので、常に国の動向を注視し、言うべきことはこれまで以上に声を大きくして、強く働きかけていきたいと考えております。

ご案内のとおり、本定例会におきましては、専決処分の報告に関するもの1議案、決算の認定に関するもの12議案、健全化判断比率等の報告に関するもの2議案、補正予算に関するもの4議案、条例の制定に関するもの5議案、住居表示に関するもの1議案、人事に関するもの1議案の計26議案の審議をお願いするものであります。

各議案の内容、提案の趣旨につきましては、後ほどご説明を申し上げますが、何とぞ慎重なご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。招集のご挨拶といたします。

---

#### 開議の宣告

議長（向山信博君） 本日の出席議員数は、18名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長（向山信博君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

#### 諸般の報告

議長（向山信博君） 諸般の報告を事務局長より行います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 事務局長。

事務局長（田崎正實君） 諸般の報告をいたします。

平成23年6月13日招集の第54回あわら市議会定例会において議決されました議案につきましては、7月1日付で市長あてに会議結果の報告を行っております。

今定例会までに受理いたしました陳情等につきましては、お手元に配布してあり

まず陳情等文書表のとおりであります。

次に、本定例会の付議事件は、市長提出議案 26 件であります。

本定例会の説明出席者は、市長以下 14 名であります。

なお、本日の会議には代表監査委員が出席いたしております。

以上でございます。

---

## 行政報告

議長（向山信博君） 市長の行政報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 各部の所管事項について、行政報告を申し上げます。

まず、総務部関係でございますが、総務課所管では、市総合防災訓練について申し上げます。

災害発生時における防災関係機関相互の連携の強化や地域住民の防災意識の高揚を目的として、8月28日に本荘・新郷地区を対象に、本荘小学校グラウンドで市総合防災訓練を実施いたしました。地区住民の皆様380人をはじめ、日赤奉仕団、社会福祉協議会、医師会、災害時応援協定締結事業所など総勢730人にご参加をいただきました。議員各位にも早朝からご参加いただき厚くお礼申しあげます。

ご承知のとおり、会場では、濃煙体験テントや救援物資の展示コーナー、東日本大震災DVD上映コーナーを設けたほか、初期消火訓練や救出・救護訓練、避難誘導訓練など各種訓練を実施しましたが、東日本大震災を教訓に、参加者の皆様真剣かつ熱心に訓練される様子を拝見し、大変心強く感じた次第であります。

次に、経済産業部関係でございますが、観光商工課所管では、あわら湯のまち駅前多目的広場について申し上げます。

温泉市街地の顔とも言える駅前の広場につきまして、平成21年度から、目玉となる観光地づくり推進事業として福井県の支援を受けながら、活性化の拠点として整備を進めて参りました。本定例会にも広場の管理に必要な条例案を提案させていただいておりますが、10月中旬には工事も完成し、11月1日に竣工式を開催する予定でございますので、その際には、議員各位のご出席をよろしく願いたします。

次に、教育委員会関係でございますが、教育総務課所管では、放射性物質に汚染された牛肉の流通問題を受け、同課が自主的に調査したところ、去る6月29日及び7月20日に学校給食センターにおいて使用した牛肉が、放射性物質の暫定許容値を超えた稲わらを牛に与えていた農家から出荷されたものであることがわかりました。7月20日に使用された牛肉については、検査で汚染されていなかったことが確認されており、6月29日に使用された牛肉についても、1食当たりの使用量が12gから14.5gと少ないことから、仮に汚染があったとしても、健康に問題のないレベルと考えられます。なお、この件については、8月22日に小学校保護

者へ、25日に中学校保護者へ、それぞれ文書によりお知らせをしております。

スポーツ課所管では、去る8月19日から21日にかけて第22回あわらカップカヌーポロ大会を開催いたしました。

本年は、県内をはじめ、東京や大阪、愛知、熊本など11都府県よりジュニアの部30チーム、一般の部61チームの91チームの参加があり、過去最多に並ぶチーム数となりました。

このうちジュニアの部については、日本ジュニア選手権を兼ねた大会となっており、強風が吹く悪コンディションにもかかわらず日本一を目指し、懸命のプレーを繰り広げてくれました。

また、最終日に開催した初心者対象のビギナーズマッチにおいては、原発事故で本県に滞在していた福島市清水中学校男子ハンドボール部員13人とその友人が、県内小中学生をチームのメンバーに加え、出場しました。会場の温かい声援を受け、地元の子どもたちとの交流を深め、楽しいひとときを過ごしていただけたものと思っております。

また、本大会は、ボランティアの方々が地元の越のルビーなど豊富な特産品を食材とした、心のこもった手づくりの昼食をふるまうなど、企画から運営に至るまで市民で組織する実行委員会とボランティアによる「手づくりの大会」として、多くの皆様に親しまれております。

選手の皆さんには、チームの垣根を越え、さわやかな友情を深めていただいたものと思っております。

今後も、カヌーを通して広く全国にあわら市をアピールして参りたいと考えております。

次に、文化学習課所管の金津創作の森では、夏の企画展「三沢厚彦アニマルズ2011」を7月23日から今月25日まで開催しております。

三沢氏の展覧会は、日本海側では初の開催となり、人気作家のため、県内外から多くのお客様が訪れ、8月11日には、過去最短の18日目で、観覧者5,000人を達成いたしました。

本展は、福井県芸術文化活動推進事業として、県内美術教員による作品解説を行い、従来とは違った観点から、芸術への関心を深めていただく取り組みを行っております。

最後に、同じく文化学習課所管ですが、今月10日には恒例の「あわら北潟湖畔観月の夕べ」が開催されます。平成13年から始まりました「観月の夕べ」は今年で第11回を迎え、実行委員会の皆様をはじめ、多くのボランティアの方々に支えられ、あわら市を代表する一大イベントに育ちました。

秋の訪れを告げる美しい湖畔で、野点茶会、伝統芸能、あかりばやし、そして湖上花火とともに仲秋の名月を觀賞していただきたいと存じます。

以上で行政報告を終わります。

#### 会議録署名議員の指名

議長（向山信博君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 8 1 条の規定により、1 8 番、杉田 剛君、1 番、吉田太一君の両名を指名します。

---

#### 会期の決定

議長（向山信博君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 9 月 2 2 日までの 1 8 日間といたしたいと思いを。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日より 9 月 2 2 日までの 1 8 日間と決定しました。

なお、会期中の日程は、お手元に配布しました会期日程表のとおりであります。

---

#### 議案第 4 8 号の上程・提案理由説明

議長（向山信博君） 日程第 3、議案第 4 8 号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

議長（向山信博君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第 4 8 号、専決処分の報告についての提案理由の説明を申し上げます。

議案第 4 8 号につきましては、市の公用車による車両破損事故に係る損害賠償の額を定めたものであります。

この事故は、去る 6 月 2 9 日、市の公用車を庁舎車庫に駐車する際、後方に停車していた乗用車に接触し、フロントバンパー等を破損させたものであり、損害賠償の額を定めることについて、7 月 1 9 日付で専決処分を行ったものであります。

この専決処分につきましては、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項に規定する議会の委任による専決処分でありますので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

議長（向山信博君） 議案第 4 8 号はこれをもって終結いたします。

---

#### 議案第 4 9 号から議案第 6 0 号の一括上程・提案理由説明

・決算審査結果報告・総括質疑・委員会設置・委員会付託

議長（向山信博君） 日程第 4、議案第 4 9 号、平成 2 2 年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第 5、議案第 5 0 号、平成 2 2 年度あわら市国民健

康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、議案第51号、平成22年度あわら市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、議案第52号、平成22年度あわら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、議案第53号、平成22年度あわら市産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、議案第54号、平成22年度あわら市農業者労働災害共済特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、議案第55号、平成22年度あわら市モーターボート競走特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第11、議案第56号、平成22年度あわら市公共下水道事業会計決算の認定について、日程第12、議案第57号、平成22年度あわら市水道事業会計決算の認定について、日程第13、議案第58号、平成22年度あわら市工業用水道事業会計決算の認定について、日程第14、議案第59号、平成22年度あわら市農業集落排水事業会計決算の認定について、日程第15、議案第60号、平成22年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算の認定について

以上の議案12件を一括議題とします。

議長（向山信博君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました、議案第49号、平成22年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第60号、平成22年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算の認定についてまでの12議案について、提案理由の説明を申し上げます。

これら12議案につきましては、一般会計をはじめとする各会計の平成22年度歳入歳出決算をあわら市監査委員の決算審査の意見を付して提出したもので、地方自治法及び地方公営企業法の規定により、議会の認定をお願いするものであります。

まず、議案第49号、一般会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

一般会計の歳入総額は177億1,224万4,655円、歳出総額は172億2,425万9,665円で、歳入歳出差引額は4億8,798万4,990円となっております。

この中には、繰越明許費及び事故繰越しとして平成23年度へ繰り越すべき財源5,944万6,000円が含まれておりますので、歳入歳出差引額からこの額を差し引いた実質収支額は4億2,853万8,990円となるものであります。

歳入の主なものは、市税の46億6,253万7,634円をはじめ、地方交付税30億8,293万1,000円、国庫支出金36億8,049万6,947円、市債30億3,658万円4,000円、県支出金9億8,635万9,888円、諸収入5億5,169万112円、繰越金4億2,766万2,954円、分担金及び負担金2億8,889万1,716円、地方消費税交付金2億8,873万円などとなっております。

一方、歳出の主なものは、教育費の47億6,820万2,503円をはじめ、民

生費の42億9,707万8,650円、公債費14億3,205万2,107円、土木費14億2,945万5,370円、総務費11億4,222万1,424円、衛生費10億811万7,427円、農林水産業費7億438万8,721円などとなっております。

なお、主要な財政指標を申し上げますと、実質収支比率5.1%、財政力指数0.67、経常収支比率81.7%、実質公債費比率13.5%となっております。

次に、特別会計の決算について申し上げます。

議案第50号、国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、歳入総額は30億7,035万4,063円で、主なものといたしましては、国庫支出金7億2,642万9,118円、前期高齢者交付金6億9,295万4,258円、国民健康保険税6億6,164万3,816円、共同事業交付金3億9,203万7,177円、療養給付費等交付金2億3,703万6,946円などとなっております。

一方、歳出総額は30億6,831万4,408円で、主なものといたしましては、保険給付費22億1,082万4,884円、共同事業拠出金3億5,951万3,706円、後期高齢者支援金等2億8,623万3,657円、介護納付金1億3,267万9,994円などとなっております。

歳入歳出差引額は203万9,655円で、平成23年度に繰り越しをいたしております。

議案第51号、老人保健特別会計歳入歳出決算については、歳入総額は300万9,990円で、主なものといたしましては、繰越金236万6,757円、諸収入35万5,000円などとなっております。

一方、歳出総額は294万2,202円で、内訳といたしましては、諸支出金236万7,990円、医療諸費57万4,212円であります。

なお、歳入歳出差引額は6万7,788円ですが、平成22年度をもって老人保健特別会計が廃止されたことに伴い、この額を平成23年度一般会計へ引き継ぐこととしております。

議案第52号、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、歳入総額は2億8,683万3,177円、歳出総額は2億8,670万4,377円で、歳入歳出差引額は12万8,800円となっております。

歳入の内訳といたしましては、後期高齢者医療保険料2億1,332万1,200円、繰入金7,208万2,027円、繰越金108万2,100円、使用料及び手数料7万8,100円、諸収入26万9,750円となっております。

一方、歳出の内訳といたしましては、総務費344万8,476円、後期高齢者医療広域連合納付金2億8,298万6,151円、諸支出金26万9,750円となっております。

議案第53号、産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算については、歳入総額は、諸収入の3万1,500円であります。

一方、歳出総額は2億8,560万8,000円で、差し引き2億8,557万6,

500円の歳入不足となっており、不足額を平成23年度の歳入から繰り上げ充用いたしております。

歳出の内訳といたしましては、総務費120万円、事業費13万1,760円、公債費141万9,675円、前年度繰上充用金2億8,285万6,565円であります。

議案第54号、農業者労働災害共済特別会計歳入歳出決算については、歳入総額は220万5,808円、歳出総額は171万4,143円で、歳入歳出差引額は49万1,665円となっております。

歳入の内訳といたしましては、共済掛金148万8,000円、財産収入11万660円、繰越金15万4,843円、諸収入45万2,305円となっております。

一方、歳出の内訳といたしましては、総務費81万3,636円、共済諸費78万9,507円、諸支出金11万1,000円となっております。

議案第55号、モーターボート競走特別会計歳入歳出決算については、歳入総額は15億2,628万205円で、主なものといたしましては、競艇事業収入14億9,936万1,002円、繰入金2,600万円、繰越金72万2,772円などとなっております。

一方、歳出については、競艇事業費で15億2,584万9,932円の支出となっております。歳入歳出差引額は43万273円となっております。

続いて、公営企業会計の決算について申し上げます。

議案第56号、公共下水道事業会計決算については、収益的収入及び支出で、下水道事業収益10億299万529円に対し、下水道事業費用9億8,010万5,366円で、差引額は2,288万5,163円ありますが、損益計算は消費税抜きの計算をいたしますので、当該年度の純利益は1,071万3,237円となっております。

また、資本的収入及び支出では、収入額8億6,555万1,500円に対し、支出額12億3,732万622円で、3億7,176万9,122円の収入不足を生じております。この不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金2,008万693円、当年度分損益勘定留保資金3億3,391万8,497円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額351万9,932円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,425万円を補てんをいたしております。

議案第57号、水道事業会計決算については、収益的収入及び支出で、水道事業収益7億5,761万1,558円に対し、水道事業費用7億4,734万6,498円で、差引額は1,026万5,060円ありますが、損益計算は消費税抜きの計算をいたしますので、当該年度の純利益は131万6,492円となっております。

また、資本的収入及び支出では、収入額1億1,556万円に対し、支出額3億8,474万4,719円で、2億6,918万4,719円の収入不足を生じております。この不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金2億6,025万2,746円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額893万1,973円を補てん

をいたしております。

議案第58号、工業用水道事業会計決算については、収益的収入及び支出で、工業用水道事業収益1,099万6,000円に対し、工業用水道事業費用992万6,279円で、差引額は106万9,721円であります。

この会計につきましても、損益計算は消費税抜きの計算をいたしますが、当該年度の純利益は、消費税込みの額と同額の106万9,721円となっております。

なお、資本的収入及び支出はありませんでした。

議案第59号、農業集落排水事業会計決算については、収益的収入及び支出で、下水道事業収益5,081万146円に対し、下水道事業費用4,932万3,615円で、差引額は148万6,531円であります。

この会計につきましても、損益計算は消費税抜きの計算をいたしますが、当該年度の純利益は143万2,731円となっております。

また、資本的収入及び支出では、収入額1,043万円6,000円に対し、支出額2,569万419円で、1,525万4,419円の収入不足を生じております。この不足額につきましては、当年度分損益勘定留保資金で補てんをいたしております。

議案第60号、芦原温泉上水道財産区水道事業会計については、収益的収入及び支出で、水道事業収益1億5,745万4,276円に対し、水道事業費用1億5,721万8,971円で、差引額は23万5,305円ありますが、この会計につきましても、損益計算は消費税抜きの計算をいたします。結果、当該年度は154万5,895円の純損失となっております。

また、資本的収入及び支出では、収入額27万9,500円に対し、支出額4,322万2,836円で、4,294万3,336円の収入不足を生じております。この不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金113万9,553円、当年度分損益勘定留保資金3,534万136円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額166万62円、建設改良積立金480万3,585円で補てんをいたしております。

以上、12議案につきましても、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（向山信博君） 上程議案に関し、代表監査委員から、決算審査の結果について、報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 代表監査委員、高橋憲治君。

代表監査委員（高橋憲治君） 議長のご指名をいただきましたので、監査委員を代表いたしまして、決算審査の結果をご報告申し上げます。

平成22年度の決算審査は、去る7月20日から6日間にわたり、あわら市に係る一般会計をはじめ、特別会計、企業会計及び芦原温泉上水道財産区水道事業の12の会計の決算状況につきましても、関係書類及び主要な施策の成果報告書など資料

の提出を求め、慎重に審査いたしました。

その結果、一般会計、特別会計及び企業会計等の決算は、それぞれ関係法規に準拠して作成され、諸帳票は証拠書類と符合し、計数も正確であると認められました。

審査の内容につきましては、決算審査意見書としてまとめ、お手元に配布してございますので、本日のご報告にあわせ、ご覧いただければと存じます。

それでは、決算についてその審査の概要をご報告申し上げます。

まず、一般会計について申し上げます。決算審査意見書の2ページをごらんください。

一般会計の歳入決算の総額は177億1,224万5,000円、歳出決算の総額は172億2,426万円であり、前年度に比べ歳入で22.9%、歳出で23.2%の大幅な増加であります。

財政収支につきましては、2ページの下の方のとおり形式収支は4億8,798万5,000円の黒字となっております。この形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源、5,944万6,000円を差し引いた実質収支も4億2,853万9,000円の黒字となっており、この実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支も、6,512万7,000円の黒字となっております。

さらに今年度は、昨年に引き続き財政調整基金に5億100万円を積み立てたことにより実質単年度収支は5億6,612万7,000円の黒字となっております。

本市の財政状況を決算統計の主要財務比率から見てみますと、意見書の4ページのとおり財政力指数は0.67、経常収支比率は81.7%であり、前年度に比べ、財政力指数は0.02ポイント、経常収支比率は2.9ポイント改善の方向となっております。

また、実質公債費比率は13.5%と1.2ポイント改善しており、一般会計での市債残高は152億2,892万円、前年度に比べ17億8,887万6,000円増加しており、市債残高を市民一人当たり換算すると49万8,000円となります。

本年3月に発生した東日本大震災の災害復旧等に国の財源が重点的に充てられることにより財源確保が厳しい状況にもかんがみ、財源の計画的かつ重点的配分と行財政の効率化を一層徹底するとともに、各種施策の緊急性・必要性及びその効果を十分に見きわめる等して、健全財政の維持に更なる配慮を望むものであります。

次に、歳入歳出の内容について申し上げます。

まず、歳入決算額を財源別に区分いたしますと、意見書の6ページのとおり、自主財源は63億456万7,000円で、構成比は35.6%となっており、一方、依存財源は114億767万8,000円で、構成比は64.4%となっております。

なお、自主財源の主なものは、7ページの表のとおり市税46億6,253万8,000円で、構成比26.3%、諸収入5億5,169万円で構成比3.1%、繰越金4億2,766万3,000円で構成比2.4%となっております。

一方の依存財源では、地方交付税は30億8,293万1,000円で構成比17.

4%、国庫支出金は36億8,049万7,000円で構成比20.8%、市債は30億3,658万4,000円で構成比17.1%となっております。

前年度と比較して、市税は、景気後退の影響から個人市民税等の落ち込みに伴い、1億7,592万2,000円の減少となっております。

国庫支出金は、小・中学校耐震改修事業交付金などにより17億6,663万6,000円増加となっており、同様に市債も14億3,158万4,000円増加し、歳入合計では33億10万2,000円の増加となっております。

今後も国の経済対策や税制及び財政の改革等を十分に見定めながら、これら財源の確保に一層の努力を望むものであります。

特に、市税につきましては、意見書8ページ以下にございますように、収納担当課の努力や福井県地方税滞納整理機構による収納対策の強化もあって、その収納率は86.1%と、前年度と同率となっており、その結果、収入未済額、いわゆる累積滞納額は前年度に比べ973万5,000円減少し、7億4,428万1,000円となっております。

しかしながら、依然として滞納が多い状況にあり、特に固定資産税の滞納額が6億2,044万円と突出していること等を踏まえ、財源確保や負担の公平等の見地から、今後とも厳正かつ的確な滞納整理への取り組みに向け、更なる努力を望むものであります。

また、税外収入の収入未済額は4億3,470万2,000円で、このうち市債や国庫補助金等の一時的な収入未済額は4億383万7,000円であり、残り3,086万5,000円が使用料、手数料などの収入未済、いわゆる滞納となっているものであります。

市営住宅使用料の549万円をはじめ保育料、給食費など多岐にわたる収入未済額が発生している現状にかんがみ、これらの収納対策についても、市民の負担の公平性の確保と健全な財政運営を図る観点から、厳正かつ的確な対応を行う等、なお特段の取り組みを強く望むものであります。

次に、歳出決算額を見ますと、意見書の20ページをごらんください、主な目的別構成は、多い順に、教育費27.7%、民生費24.9%、公債費8.3%、土木費8.3%、総務費6.6%となっております。

民生費は、複合福祉施設整備事業や子ども手当支給事業などにより、前年度に比べ6億5,250万円、17.9%の増加、商工費では、セントピア芦原運営補助金の増加や湯のまち駅前多目的広場整備工事などにより2億4,239万4,000円、43.3%の増加、教育費では、小・中学校、幼稚園耐震改修事業など23億811万1,000円、93.8%増加となっております。

また、農林水産業費は、総合選果場施設整備事業補助等の減少により1億3,896万1,000円、16.5%の減少となっております。

一方、歳出決算額を性質別に区分いたしますと、意見書の29ページのとおり多い順に、普通建設事業費51億4,445万9,000円で構成比29.9%、補助費

等が31億1,249万7,000円で構成比18.1%、扶助費が22億2,015万円で構成比12.9%、人件費が21億585万1,000円で構成比12.2%、公債費が14億3,205万2,000円で構成比8.3%となっています。

その内、人件費は、前年度に比べ1億2,820万6,000円の減少となっておりますが、扶助費では、子ども手当の創設等に伴い4億6,495万1,000円の増加、補助費等では、一部事務組合負担金の増に伴い4億342万円の増加となっております。

公債費は、元金償還及び支払利子の減により1,495万7,000円の減少となっております。

また、積立金は、財政調整基金で2,000万円、金津雲雀ヶ丘寮基金で3,281万7,000円、それぞれ積立額が減少したことにより5,268万1,000円の減少となっております。

投資的経費である普通建設事業費は、小・中学校耐震改修事業、複合福祉施設整備事業など大型事業を実施した結果、前年度に比べ24億1,937万1,000円、88.8%の大幅な増加となっております。

以上、歳入歳出決算を詳細に審査いたしました結果、事務事業の改善、見直しによる補助費の抑制等、経費の縮小に向けての取り組みも一部見受けられるところではありますが、今後の新たな事業の増加に対処できる財政基盤を確立するため、なお一層の事務事業の効率化と経費節減を期待するものであります。

次に、特別会計について申し上げます。

各会計とも、予算執行に当たって十分努力の跡が見受けられるところではありますが、それぞれ多くの懸案事項を抱えておりますので、各所管におかれては、なお一層の努力を望むものであります。

まず、国民健康保険特別会計につきまして、意見書の30ページ以下をごらんください。

歳入決算額30億7,035万4,000円、歳出決算額は30億6,831万4,000円で、歳入歳出の差引額は204万円の黒字となっております。

歳入の主なものは、国民健康保険税6億6,164万4,000円、国庫支出金7億2,642万9,000円、前期高齢者交付金6億9,295万4,000円、共同事業交付金3億9,203万7,000円、療養給付費交付金2億3,703万7,000円となっております。

一方、歳出の主なものは、保険給付費22億1,082万5,000円、後期高齢者交付金2億8,623万4,000円、共同事業拠出金3億5,951万4,000円、介護納付金1億3,268万円となっております。

また、国民健康保険税の収入未済額、いわゆる滞納額は1億7,003万7,000円で、前年度に比べ2,134万2,000円減少しており、収納率も78.8%と前年度と比較し0.4ポイント改善されるなど、収納担当課の職員の努力が認められますが、現下の厳しい状況の中、厳正かつ的確な対応を行う等して収納率の向上に

更なる取り組みを強く望むものであります。

なお、平成22年度は一般会計からの繰入金を2,745万6,000円増加し、さらに6,000万円を基金より繰り入れることで、黒字となったものであり、今後もさらに厳しい状況が続くことが必至と思われれます。

更なる事務事業の効率化を図るとともに、特定健診の拡大や市民健診の推進、各種の健康教室の開催など、市民の健康づくりの事業を一層推進することで、医療費の抑制に努められるよう望むものであります。

次に、老人保健特別会計について申し上げます。

本会計の歳入決算額は301万円、歳出決算額は294万2,000円で、歳入歳出差引額は6万8,000円の黒字となっております。

なお、本会計については、平成20年度に創設された後期高齢者医療制度の移行により、平成20年3月分までの療養費の精算を目的に特別会計を存続してきたもので、平成22年度をもって会計を閉鎖し、平成23年度以降は、一般会計に引き継ぐこととなります。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

本会計の、歳入決算額は2億8,683万3,000円、歳出決算額は2億8,670万4,000円で、この歳入歳出差引額は12万9,000円の黒字となっております。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料2億1,332万1,000円で、構成比74.4%となっております。一方、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合への納付金2億8,298万6,000円で構成比98.7%となっております。

次に、産業団地整備事業特別会計について申し上げます。

本会計は古屋石塚地係の産業団地、約5ヘクタールを整備するために平成20年度から新たに設けられた特別会計で、歳入決算額は3万2,000円、歳出決算額は2億8,560万8,000円で、この歳入歳出の差引額は2億8,557万6,000円の赤字となっております。

これは、未売却となっている2.2ヘクタールの土地に係るものであり、平成23年度予算で繰上充用の措置をとっておりますが、赤字解消に向け一層の努力を望むものであります。

次に、農業者労働災害共済特別会計について申し上げます。

本会計は、保険業法の改正に伴いJAの共済事業を受け継ぎ特別会計を新設したもので、歳入決算額は220万6,000円、歳出決算額は171万4,000円で、歳入歳出差引額は49万2,000円の黒字となっております。

歳入の主なものは共済掛金148万8,000円、歳出の主なものは共済諸費78万9,000円で、医療並びに休業共済金として24件の支払いを行っております。

次に、モーターボート競走特別会計について申し上げます。

本会計の歳入決算額は15億2,628万円、歳出決算額は15億2,585万円で、歳入歳出の差引額は43万円の黒字となっております。

収入のメインである競艇事業収入は14億9,936万1,000円で、前年度に比べ4億9,747万4,000円、24.9%の減少となっております。競艇人気の低迷に加え、東日本大震災により開催を自粛し、年間開催日が2日減少したことによるものと思われます。

また、本市の一日当たりの売上金は6,257万7,000円で、前年度に比べ21.1%の減少、入場者数は1,778人で19.7%の減少となっております。

なお、歳入不足を補うため、昨年に引き続き、基金より2,600万円を繰り入れており、基金残高も3,000万円余りと非常に厳しい状況下にあります。

現状を見ても、今後、更なる収益の増加を見込めない状況を踏まえ、競艇事業のあり方等について、十分なる検討を望むものであります。

財産に関しましては、意見書の41ページ以下をごらんください。

土地の現有面積は85万7,866㎡で5,507㎡の増加、建物は12万4,346㎡で2,296㎡の増加となっております。

また、基金は積立額が5億7,088万8,000円、取り崩し額が2億346万3,000円で、差し引き3億6,742万5,000円の増加で46億9,397万2,000円となっております。

次に、公営企業会計について申し上げます。

まず、公共下水道事業会計について申し上げます。公営企業会計決算審査意見書の5ページをごらんください。

本年度の処理人口は2万6,476人で、前年度に比べ60人増加し、進捗率は86.6%となっております。

本年度の事業としては、補助事業で4億円、単独事業で8,314万1,000円の事業を実施しており、整備面積は1,016ヘクタールとなり、その進捗率は75.1%となっております。

本年度の経営成績につきましては、7ページの損益計算書のとおり、営業損失が1億1,057万4,000円、営業外収益を加算した経常利益が1,823万3,000円で、特別損失を差し引いた当年度純利益は1,071万3,000円となっております。

収益のうち営業収益は5億7,421万4,000円であり、前年度に比べ3.2%増加しております。

また、営業外収益は4億156万1,000円で、その中には一般会計からの負担金が3億9,839万2,000円含まれております。

一方、費用のうち営業費用は6億8,478万8,000円で、その主なものは流域下水道費2億5,212万9,000円、減価償却費3億3,658万6,000円であり、また、営業外費用は2億7,275万4,000円で、すべて支払利息となっており、前年度に比べ5,116万1,000円、15.8%減少しております。

本年度の経営成績は、給水収益の増額もあって、昨年の純損失から1,071万3,000円の純利益に好転したものの、依然厳しい状況下にあることを十分認識して、

更なる経営の合理化、効率化を図るとともに、供用区域内の接続督促などを強力に推進されるよう強く望むものであります。

財政状態につきましては、14ページの貸借対照表のとおり、資産合計が2,302万9,000円の減少、負債合計が9,596万6,000円の増加、資本合計が1億1,899万6,000円の減少となっております。

この表の流動資産の未収入金2億369万2,000円のうち、下水道使用料並びに受益者負担金の滞納が2億163万円と、そのほとんどを占めております。

収入確保と受益者の負担の公平の観点から、厳格な滞納整理を行う等、その収納対策の一層の強化を望むものであります。

次に、水道事業会計につきましては、20ページのとおり本年度の給水人口は2万7,390人で、前年度に比べ193人減少しております。また、有収水量は364万1,826<sup>3</sup>mと、前年度に比べ2.3%の増加で、有収率は84.3%となっております。

本年度の経営成績は、22ページの損益計算書のとおり、営業損失が1億1,376万7,000円、営業外収益を加算した経常利益が201万4,000円で、特別損失を差し引いた当年度純利益は131万6,000円となっております。

収益の内訳は、営業収益は5億5,838万6,000円で前年度に比べ1.6%増加しております。

また、営業外収益は1億6,767万6,000円で、その中には一般会計からの補助金1億円が含まれております。

一方、費用の内訳は、営業費用は6億7,215万3,000円で、その主なものとして、原水及び浄水費は3億9,283万8,000円、減価償却費は2億96万4,000円、営業外費用は5,189万5,000円で、その全額が支払利息で、前年度に比べ1,665万8,000円、24.3%減少しております。

財政状態につきましては、29ページの貸借対照表のとおり、資産合計が9,464万円の減、負債合計が3,142万2,000円の減、資本合計が6,321万8,000円の減となっております。

この表の流動資産の未収入金5,078万1,000円のうち、2,802万6,000円が水道使用料の滞納分となっております。収入確保及び受益者負担の原則から、その収納対策に一層の努力を望むものであります。

また、費用全体の中で減価償却費、企業債利息及び県水受水費などの固定的費用が大部分を占めており、一般会計から多額の補助金受け入れをしても経営的に相当厳しい内容であることから、今後とも有収率の向上など長期的展望に立った事業運営や経営健全化に一層の努力を強く望むものであります。

次に、工業用水道事業会計につきましては、意見書の34ページ以下をごらんください。

年間給水量は32万6,279<sup>3</sup>mで、前年度に比べ1.6%の減少となっております。

経営成績を損益計算書で見ますと、営業利益104万5,000円、経常利益及び純利益は107万円となっており、経営的には健全性が認められますが、収益が固定化していることから、今後の費用に係る施設修繕等を視野に入れ、なお一層の経営向上に努めていただきたいと思いますところであります。

次に、農業集落排水事業会計につきまして、44ページの損益計算書のとおり営業損失2,453万9,000円、経常利益及び純利益が143万3,000円となっております。

収益のうち営業収益は1,255万8,000円であり、営業外収益は3,762万4,000円で、その中には一般会計からの補助金及び負担金3,762万4,000円が含まれております。

一方、営業費用は3,709万7,000円で、その主なものは処理場費1,447万2,000円、減価償却費1,561万4,000円であり、また、営業外費用は1,165万2,000円で、そのうち支払利息が1,134万9,000円となっております。

なお、意見書50ページにあります貸借対照表の流動資産の未収入金138万4,000円は下水道使用料の滞納であり、その収納対策に一層の努力を望むものであります。

また、収益が固定化していることから、今後の総費用に係る施設修繕等を視野に入れ、なお一層の経営向上に努めていただくよう望むものであります。

次に、芦原温泉上水道財産区水道事業会計について申し上げます。

別紙の意見書の2ページのとおり、本年度の有収水量は130万2,513m<sup>3</sup>で、前年度に比べ8.8%減少し、有収率は96.5%となっております。

経営成績は5ページの損益計算書のとおり営業損失193万6,000円、経常損失146万8,000円で特別損失を差し引いた当年度純損失が154万6,000円となっております。

一昨年度、水道料金を値上げしたものの、給水量の減少により給水収益が下がり、前年度に比べて純利益が172万9,000円減少している状況にあります。

温泉観光を取り巻く環境は、今後も厳しい状況が続くと思われ、給水量の増加が望めない状況下にあります。

引き続き経営の合理化、効率化による経費の節減に努められるとともに、再度の料金改定も視野に入れて、一層の経営努力を望むものであります。

以上、会計ごとに審査の概要を申し上げますが、今回の決算審査に当たり指摘、要望いたしました事項につきましては、各所管並びに関係者の一層のご努力と真摯な取り組みをお願い申し上げ、極めて概略的な内容となりましたが、決算審査のご報告といたします。

議長（向山信博君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長（向山信博君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 質疑なしと認めます。

議長（向山信博君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第49号から議案第60号までの12議案については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中に審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号から議案第60号までの12議案については、閉会中に審査することに決定しました。

議長（向山信博君） お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配りました名簿のとおり、議長において、1番、吉田太一君、3番、杉本隆洋君、4番、山田重喜君、6番、八木秀雄君、7番、笹原幸信君、8番、山川知一郎君、13番、牧田孝男君、14番、卯目ひろみ君、以上8名を指名したいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました8名を選任することに決しました。

議長（向山信博君） 暫時休憩いたします。

（午前10時37分）

---

議長（向山信博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時37分）

議長（向山信博君） 諸般の報告を事務局長から申し上げます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 事務局長。

事務局長（田崎正實君） 諸般の報告をいたします。

休憩中の決算審査特別委員会において、正副委員長の互選が行われました。

その結果をご報告いたします。

決算審査特別委員会委員長に1番、吉田太一議員、同副委員長に3番、杉本隆洋議員が選任されました。

以上のとおりであります。

---

#### 議案第61号及び議案第62号の一括上程

・提案理由説明・審査結果報告・総括質疑

議長（向山信博君） 日程第16、議案第61号、平成22年度あわら市健全化判断比率及び各公営企業に係る資金不足比率の報告について、日程第17、議案第62号、平成22年度芦原温泉上水道財産区水道事業に係る資金不足比率の報告につい

て

以上の議案2件を一括議題とします。

議長（向山信博君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました、議案第61号、平成22年度あわら市健全化判断比率及び各公営企業に係る資金不足比率の報告について及び議案第62号、平成22年度芦原温泉上水道財産区水道事業に係る資金不足比率の報告について、ご報告を申し上げます。

議案第61号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成22年度あわら市の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の、いわゆる健全化判断比率と各公営企業に係る資金不足比率について、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

内容といたしましては、健全化判断比率等報告書に記載のとおりであります。実質赤字比率及び連結実質赤字比率ともに、赤字になっていないため指標は出ておりません。

また、実質公債費比率は対前年比1.2ポイント減の13.5%、将来負担比率は対前年比30.8ポイント減の97.6%となっており、それぞれに設定された早期健全化基準の基準内の数値となっております。

次に、各公営企業5会計に係る資金不足比率について申し上げます。

資金不足比率については、産業団地整備事業特別会計が対前年比5.4ポイント増の17.9%となっているほかは、資金不足となっていないため指標は出ておりません。

なお、産業団地整備事業特別会計の資金不足比率についても、経営健全化基準の基準内の数値となっております。

なお、これらの指標については、議会への報告の後、公表することになっております。

議案第62号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成22年度の芦原温泉上水道財産区水道事業会計に係る資金不足比率について、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

内容といたしましては、報告書に記載のとおりであります。資金不足比率については、資金不足となっていないため指標は出ておりません。

以上、ご報告いたします。

議長（向山信博君） 上程議案に関し、代表監査委員から審査の結果について、報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 代表監査委員、高橋憲治君。

代表監査委員（高橋憲治君） 議長のご指名をいただきましたので、監査委員を代表しまして、平成22年度あわら市健全化判断比率、公営企業及び芦原温泉上水道財産区水道事業に係る資金不足比率の審査の結果をご報告申し上げます。

ご承知のとおり、平成19年6月22日に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、地方公共団体の財政状況を客観的にあらし、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの健全化判断比率と、さらに公営企業会計における資金不足比率が定められました。

これらの指標のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画等を策定し、財政の健全化を図らなければならないとされております。

また、指標の公表は平成19年度決算から行い、財政健全化計画等の策定義務は平成20年度決算から適用するとされており、本年度は策定義務3年目に当たります。

当該審査は、去る7月20日、26日に、あわら市に係る健全化判断比率、公営企業並びに芦原温泉上水道財産区水道事業に係る資金不足比率について、その比率の算定の基礎となる事項を記した書類の提出を求め、慎重に審査いたしました。

その結果、健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、それぞれ関係法規に準拠して作成され、適正に作成されているものと認められました。

審査の内容につきましては、意見書としてまとめ、お手元に配布してございますので、ただいまからのご報告にあわせ、ご高覧いただきたいと存じます。

それでは、審査の概要をご報告申し上げます。

最初に、健全化判断比率について、申し上げます。

まず、 の実質赤字比率及び の連結実質赤字比率につきましては、いずれも赤字はなく、早期健全化基準から見て、問題のない状況にあります。

次に、 の実質公債費比率につきましては13.5%と、前年度に比べ1.2ポイントの改善となっており、早期健全化基準25.0%を11.5ポイント下回る状況にあります。

の将来負担比率につきましても97.6%と、前年度に比べ30.8ポイントの改善となっており、早期健全化基準350.0%を大幅に下回るよい状況となっております。

今後の財政運営に当たっては、更なる健全化に向け、これらの比率を下げる努力を望むものであります。

次に、公営企業及び芦原温泉上水道財産区水道事業に係る資金不足比率について申し上げます。

公共下水道事業、水道事業、工業用水道事業、農業集落排水事業、産業団地整備事業特別会計及び芦原温泉上水道財産区水道事業会計の6会計のうち、産業団地整備事業特別会計についてのみ、未売却の土地があるため資金不足比率17.9%とな

っており、経営健全化基準20%をわずかに2.1ポイント下回る状況にあります。本年度末では、一応問題ない状況と言えますが、今後、未売却土地の評価額が下落すれば、資金不足率がアップし、健全化基準を超えることが必至と思われるので、当該土地の早期売却に向け更なる努力を望むものであります。

それ以外の五つの企業会計は資金不足の状況になく、経営健全化基準から見て問題のない状況にあります。

以上、審査の概要を申し上げましたが、今後、まちづくりに要する各種施策の推進など、事業資金の増加が想定されることから、今後とも、徹底した行財政改革に取り組み、更なる事務事業の合理的・効率的な執行を行うとともに、財政体質の健全化を図るよう、関係者の一層のご努力をお願い申し上げ、健全化判断比率及び公営企業資金不足比率の審査のご報告といたします。

議長（向山信博君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長（向山信博君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 質疑なしと認めます。

議長（向山信博君） これをもって、議案第61号及び議案第62号は終結いたします。

議長（向山信博君） 高橋代表監査委員の退席を許可します。ご苦労さまでした。

（高橋代表監査委員 退席）

議長（向山信博君） 暫時休憩いたします。再開は11時ちょうどとします。

（午前10時48分）

---

議長（向山信博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時04分）

---

#### 議案第63号から議案第66号の一括上程

・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

議長（向山信博君） 日程第18、議案第63号、平成23年度あわら市一般会計補正予算（第2号）、日程第19、議案第64号、平成23年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第20、議案第65号、平成23年度あわら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第21、議案第66号、平成23年度あわら市水道事業会計補正予算（第1号）

以上の議案4件を一括議題とします。

議長（向山信博君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第63号、平成23年度あわら市

一般会計補正予算（第2号）から議案第66号、平成23年度あわら市水道事業会計補正予算（第1号）までの4議案について、概要の説明を申し上げます。

まず、議案第63号、平成23年度あわら市一般会計補正予算（第2号）であります。本案は、歳入歳出それぞれ2億2,104万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を127億7,247万7,000円と定めるものであります。

まず、歳出の主なものをご説明いたします。

総務費では、会計管理費で市税のコンビニ収納に係る手数料及び委託料321万5,000円、企画費で防災資機材整備に係るコミュニティ助成事業200万円、公共交通対策費で市営駐輪場屋根改修費94万円などを追加計上するほか、企画費及び情報化推進費で福井坂井地区広域市町村圏事務組合負担金2,123万7,000円を減額しております。

民生費では、老人福祉総務費で市民後見推進事業委託料500万8,000円、地域支え合い体制づくり事業補助金520万5,000円、母子福祉費で児童扶養手当支給費750万円、保育所費で私立保育所施設整備事業補助金1億2,787万4,000円、ふれあい保育推進事業補助金87万6,000円、生活保護扶助費で生活保護費国庫負担金、補助金に係る返還金262万2,000円などを追加計上いたしております。

衛生費では、塵芥処理費で清掃センター運営費等に係る福井坂井地区広域市町村圏事務組合負担金2,178万7,000円を減額しております。

農林水産業費では、農業振興費で環境保全型農業支援事業補助金115万9,000円、水田農業活性化事業補助金693万3,000円、イノシシ捕獲促進事業補助金65万7,000円、農地費で県単小規模土地改良工事に係る工事請負費428万円、県営かんがい排水事業負担金495万円、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金1,466万7,000円、国営造成施設管理体制整備促進事業補助金855万2,000円などを追加計上しております。

商工費では、商工振興費で「クールライフプロジェクト」連携消費拡大事業補助金25万円、観光施設費であわら温泉湯のまち広場管理に係る経費123万6,000円などを追加計上しております。

土木費では、都市計画総務費で芦原温泉駅前にぎわい交流広場整備に係る基本調査委託料140万円を追加計上しております。

消防費では、災害対策費で防災資機材等整備事業補助金20万円、災害支援費で東北地方太平洋沖地震支援事業に係る経費100万円などを追加計上しております。

教育費では、学校管理費でプール改修工事設計業務委託料315万円、金津小学校地下タンク改修工事及び低学年棟防水工事に係る経費107万円、冬季用ブルーヒーター購入に係る経費160万円、教育振興費で部・クラブ全国大会等出場補助金125万6,000円、体育施設費で金津中学校ベンチ改修に係る工事請負費195万円、給食センター整備費で不動産鑑定及び用地測量調査設計業務委託料1,597万円を追加計上しております。

諸支出金では、雲雀ヶ丘寮基金費に余剰金積立金3,328万3,000円を計上しております。

一方、歳入につきましては、各種事業に伴う県支出金1億799万5,000円、国庫支出金750万8,000円、繰越金713万9,000円、諸収入で金津雲雀ヶ丘寮土地建物使用料等4,496万3,000円のほか、市債5,280万円などをそれぞれ追加計上いたしております。

最後に地方債の補正であります。私立保育所施設整備事業3,230万円、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業1,320万円を新たに追加するほか、県営かんがい排水事業及び小学校プール改修事業について限度額の変更を行っております。

次に、議案第64号、平成23年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出それぞれ84万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億9,474万8,000円と定めるものであります。

歳出といたしましては、総務費でコンビニ収納手数料1万5,000円を追加するとともに領収済通知書データ化委託料5,000円を減額しております。

また、諸支出金で療養給付費等返還金83万8,000円を追加計上するものであります。これに伴う歳入につきましては、繰越金84万8,000円を追加計上いたしております。

次に、議案第65号、平成23年度あわら市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億8,890万円と定めるものであります。

歳出といたしましては、諸支出金の保険料還付金400万円を計上しております。これに伴う歳入につきましては、後期高齢者医療広域連合からの保険料還付金で同額を計上いたしております。

以上、4議案につきまして、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長(向山信博君) 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長(向山信博君) 質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第63号から議案第66号までの4議案は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

---

#### 議案第67号から議案第71号の一括上程

・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

議長(向山信博君) 日程第22、議案第67号、あわら市暴力団排除条例の制定について、日程第23、議案第68号、あわら温泉湯のまち広場条例の制定について、

日程第24、議案第69号、あわら市防犯隊設置条例の全部を改正する条例の制定について、日程第25、議案第70号、あわら市税条例等の一部を改正する条例の制定について、日程第26、議案第71号、あわら市小中学校施設の利用に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

以上の議案5件を一括議題とします。

議長（向山信博君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第67号、あわら市暴力団排除条例の制定についてから議案第71号、あわら市小中学校施設の利用に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてまでの5議案の提案理由の説明を申し上げます。

議案第67号、あわら市暴力団排除条例につきましては、本市から暴力団を排除し、市民の安全で平穏な生活を確保するとともに社会経済活動の健全な発展を図るため、新たに制定するものであります。

議案第68号、あわら温泉湯のまち広場条例の制定につきましては、現在整備を進めております、あわら湯のまち駅前多目的広場につきましては、公の施設として、位置、名称、利用時間、使用料等必要事項を定めるとともに指定管理者による管理も考慮に入れ、新たに制定するものであります。

議案第69号、あわら市防犯隊設置条例の全部を改正する条例につきましては、本市防犯隊員について、消防団員との兼務規定を廃し、専務化することにより防犯隊活動の充実を図るため、旧条例の全部を改正するものであります。

議案第70号、あわら市税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の改正に伴い、寄附金控除額の対象金額の改正等を行うものであります。

議案第71号、あわら市小中学校施設の利用に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、教育委員会所管の文化、スポーツ施設の使用料について、公平性の観点から見直しを図り、適正化を図るため改正するものであります。

以上、5議案につきまして、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（向山信博君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長（向山信博君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第67号から議案第71号までの5議案は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

議長（向山信博君） 日程第 27、議案第 72 号、字の区域及び名称の変更についてを議題とします。

議長（向山信博君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第 72 号、字の区域及び名称の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、花乃杜三丁目に係る住居表示を実施するため、字の区域及び名称を変更したいので、住居表示に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

（山川 豊議員、山田重喜議員 退室）

議長（向山信博君） 本案に対する質疑を許します。

議長（向山信博君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第 72 号は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、厚生経済常任委員会に付託します。

（北島副市長 退室）

---

#### 議案第 73 号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決

議長（向山信博君） 日程第 28、議案第 73 号、あわら市副市長の選任についてを議題とします。

議長（向山信博君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第 73 号、あわら市副市長の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、現副市長北島善雄氏が平成 23 年 10 月 18 日をもって任期満了となるため、同氏の再任について議会の同意をお願いするものであります。

北島氏は、平成 19 年 10 月から副市長につかれており、人格、識見ともに適任であると思われまますので、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（向山信博君） 本案に対する質疑を許します。

議長（向山信博君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第 73 号につきましては、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、異議ご

ざいませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 異議なしと認めます。

議長(向山信博君) これより、討論、採決に入ります。

議長(向山信博君) 討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 討論なしと認めます。

議長(向山信博君) これより、議案第73号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(向山信博君) 起立多数です。

したがって、議案第73号は同意することに決定しました。

(北島副市長 入室)

議長(向山信博君) 副市長より発言の申し出がありますので、この際これを許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 副市長、北島善雄君。

副市長(北島善雄君) 一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま、私の副市長再任につきましてのご同意をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

私、平成19年10月に副市長を命をいただきまして、早いものでもう4年がたとうといたしております。この間に皆様にごいただきました温かいご支援とご厚情に対しまして、心から厚く御礼を申し上げます。

4年間の評価につきましては、私自身はよくわかりませんが、この4年間の経験を糧にしまして、これからの4年間、市長の補佐役として、そしてまた、あわら市のために一生懸命頑張りたいと思います。

どうか、今後ともよろしくご指導、ご鞭撻いただきますようお願いを申し上げます。簡単ですけど一言ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

#### 散会の宣言

議長(向山信博君) 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、9月12日は、午前9時30分から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午前11時24分)

---

地方自治法第123条の規定により署名する

平成23年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

第55回あわら市議会定例会議事日程

第 2 日

平成23年9月12日(月)

午前9時30分開議

1. 開議の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

( 散 会 )

---

出席議員（18名）

1番	吉田太一	2番	森之嗣
3番	杉本隆洋	4番	山田重喜
5番	三上薫	6番	八木秀雄
7番	笹原幸信	8番	山川知一郎
9番	北島登	10番	向山信博
11番	坪田正武	12番	丸谷浩二
13番	牧田孝男	14番	卯目ひろみ
15番	宮崎修	16番	山川豊
17番	東川継央	18番	杉田剛

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条により出席した者

市長	橋本達也	副市長	北島善雄
教育長	寺井靖高	総務部長	田中利幸
財政部長	小坂康夫	市民福祉部長	徳丸敏郎
経済産業部長	北浦博憲	土木部長	木下勇二
教育部長	辻博信	会計管理者	高橋瑞峰
市民福祉部理事	岡崎新右衛門	土木部理事	松浦好孝
芦原温泉上水道財産区管理者	竹内正文		

---

事務局職員出席者

事務局長	田崎正實	参事	山口徹
主査	宮川豊一		

---

### 開議の宣告

議長（向山信博君） これより、本日の会議を開きます。

議長（向山信博君） 本日の出席議員数は、18名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長（向山信博君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

（午前9時30分）

---

### 会議録署名議員の指名

議長（向山信博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、18番、杉田剛君、1番、吉田太一君の両名を指名します。

---

### 一般質問

議長（向山信博君） 日程第2、これより一般質問を行います。

吉田太一君

議長（向山信博君） 一般質問は通告順に従い、1番、吉田太一君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 1番、吉田太一君。

1番（吉田太一君） 通告順に従い、1番、吉田、一般質問をさせていただきます。

今回の質問は大きく分けて、コミュニティバスについて、再生可能エネルギーについての2点、質問をさせていただきます。

まず1点目、コミュニティバスについて質問をいたします。市民福祉部、岡崎理事にお伺いをいたします。

昨年10月頃、国土交通省に出向き、直接、私は話を聞いてきました。あわら市のように、需要が分散している地域にはデマンド方式が適していると思い、第50回あわら市議会定例会のときに、昨年12月ですが、コミュニティバスの運行について、デマンド方式を取り入れてはどうかと、当時、市民福祉部理事、現在の教育部長に質問をいたしました。そのとき、辻部長は24年度以降の制度設計にはデマンド方式を取り入れたいとお答えをいただきました。その後、デマンド方式による欠点の一部である通学利用には適さない部分もスクールバスを運行するということが解消できました。

そこでお伺いいたします。24年度からということ、残り6カ月しかありません。あわら市地域交通会議において、現在どのように検討されているのか、お伺いをいたします。

次に、デマンド方式といってもいろいろな方法があります。あわら市内幾つかのエリアをつくって、中継所を設けるやり方もあります。あわら市独自のデマンド方

式とはどのような方式なのでしょうか。お伺いいたします。

また、現在は小型バスを運用していますが、デマンド方式の場合、どのようになるのでしょうか。お聞かせください。

次に、停留所の問題があります。市民の皆さんに利用していただくためには、利便性を求めるためにも、停留所の場所、数が重要になってきます。そこで、お伺いします。停留所の場所、数を決めるに当たり、どのように考えておられるかお聞かせください。

また、料金に関してもどのように考えておられるかお聞かせください。料金も高くしては利用者も少なくなるし、安過ぎても他の交通機関との問題が出てきます。さらに、市民の方と他市の方の利用料金をどうするのかもお聞かせください。

最後に、障害者の方も利用できるようになるのか。ほかの公共交通が通っている路線の方も利用できるのかお聞かせください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市民福祉部理事、岡崎新右工門君。

市民福祉部理事(岡崎新右工門君) 吉田議員のご質問にお答えいたします。

まず、現在のコミュニティバスにかわって平成24年4月から開始するデマンド交通、つまり予約に応じて運行する相乗りタクシーの検討状況ですが、このデマンド交通方式への移行については、昨年来、あわら市地域公共交通会議において検討が行われております。

本年1月には基本方針が承認され、5月には素案の検討、6月には議会のご意見等もいただいた上で、この9月2日に開催された会議において、運行内容の骨子が承認されております。

このあわら市地域公共交通会議は、道路運送法の規定に基づき、各種団体の代表者や交通事業者等で構成されるもので、運行内容の詳細については、今後とも議会のご意見等をいただきながら、この会議において、関係者間の合意形成を図っていきたくて考えております。

次に、あわら市独自のデマンド交通方式についてのご質問ですが、まずエリア区分については、一乗車当たりの乗車時間の短縮や運行の効率化を図るため、市内を北部丘陵地、東部中山間地、南部平たん地の3ブロックに分割するブロック内運行となります。ただし、これまでのコミュニティバスの利用実績等を踏まえ、利用者の需要が集中する旧町中心市街地を共通ブロックに、また、余熱館ささおか、金津創作の森及びトリムパークかなづを共通ポイントに設定しております。この共通ブロックや共通ポイントを設定することで、各ブロックから旧町中心市街地での買い物、通院や、余熱館ささおか等の利用が可能となるものです。

中継所・ターミナルについては、先進事例の多くでは、主に乗合率の向上を図るため、中継所・ターミナルを設定し、基本ダイヤによる運行を行っております。しかしながら、あわら市においては、ブロックからほかのブロックへ移動する際の予約手続が複雑になり、大部分の利用者と想定される高齢者にとって、利用が困難に

なると考えられるため、中継所・ターミナルは設定しておりません。

次に、停留所についてのご質問ですが、まず、停留所数については、路線等による制約が解消されることから、現行の約100カ所が、150カ所から180カ所程度に増えるものと見込んでおります。具体的な設置場所については、区長会や商工会等と協議を行い、決定していきたいと考えております。

運行時間帯については、全体的な公共交通体系への影響や、小中学生利用者のスクールバスへの移行を踏まえ、午前8時から午後5時までと設定しております。

料金体系については、先進事例の多くでは、既存の公共交通機関の料金体系を考慮し、路線バスやコミュニティバスより高額に、タクシーより低額に設定されております。

あわら市においては、既存の路線バス等の料金体系を考慮するとともに、乗合率の向上による行政負担の軽減を図るため、一人乗車の場合と、複数人乗車の場合とを区分して設定しております。周辺集落から中心市街地へ移動するとしたとき、一人乗車の場合は、一般で一乗車800円、65歳以上の高齢者等で一乗車600円、複数人乗車の場合は、一般で一乗車400円、65歳以上の高齢者等で一乗車300円となります。

この料金体系については、現行のコミュニティバスの利用料金と比較し、利用者負担の増額になるものですが、周辺集落から中心市街地への乗り合い時間の短縮や、ダイヤ運行の解消などによるサービス水準の向上を踏まえ、妥当な料金であると認識しております。

なお、このデマンド交通方式の公共交通としての位置づけを踏まえ、利用料金における市民の方と市外の方との区分は設定しておりません。

次に、障害者の方の利用についてのご質問ですが、まず利用料金については、65歳以上の高齢者の方と同様の料金体系を設定しております。

また、車両については、市内交通事業者が所有する車椅子対応車両を活用したいと考えております。ただし、その障害の程度や生活環境はそれぞれが異なっているため、実際の利用に際しては、選択肢として既存の福祉・介護・医療サービス等も考慮し、その状況に応じた最善なサービスを選ばれるものと認識しております。

また、あわら市におけるデマンド交通は、市内全域を対象としており、路線バスが通っている地域の皆様も利用できるものであります。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 1番、吉田太一君。

1番(吉田太一君) 今の説明で大体の住民の方も大体はわかったと思います。今後も住民の方にわかりやすい説明をお願いしたいと思います。利用しやすいコミュニティバスにしてほしいと思います。

これからのやり方としては、私の考えですが、登録制ではなく、将来的に住基カードを利用するなど他市と連携をとれる、せめて旧坂井郡をつながるようになると

便利になると思います。今後の検討課題として、市民の方が多方面で利用できるコミュニティバスを目指していただきたいと思います。コミュニティバスについての質問を終わります。

続きまして、2問目の質問をいたしたいと思います。再生可能エネルギーについてです。

東北大震災の原発事故以来、原発にかわるエネルギー、再生可能エネルギーが注目をされています。3月11日まで、震災前までは安全と言われてきた原子力発電、何十年も国策として進めてきた原子力発電も、一たん事故が発生すると大変大きな災害になること、津波に対する絶対的に安全対策をつくらなければいけない、今回の事故ですべての方がわかったと思います。

9月に野田新総理のもと、新しい内閣が発足しました。国民の支持率も新聞報道では62.8%、テレビ報道では70.8%と新聞報道よりも少し高い支持率を示しております。一刻も早い震災復興、原発事故のすばやい対応と処理、経済の立て直しを願っている思いが高い支持率を示していると思います。私も地方議員として、国民の一人として願っています。

さて、原子力発電のかわりに代替エネルギーとして注目されているのが自然エネルギー100%、風力発電、太陽光発電があります。ほかには、水力、地熱、建設廃材など、生物資源を利用するバイオマス発電等もありますが、あわら市には現在、風力発電機が10基、北潟地区にあります。太陽光パネルも市役所の屋上に設置しています。

私は、風力発電、太陽光発電についても、昨年8月17、18日と、太陽光発電については、文部科学省、経済産業省、風力発電については、環境省でレクチャーを受けてきました。クリーンエネルギーである風力発電は温暖化対策だけでなく、あわら市の経済活性化にもなっていると思いますが、そこでお伺いします。

風力発電施設における苦情、被害の状況について、地元住民からの報告は現在あるのか。

次に、東北大震災の津波による原発事故が起こり、再生可能エネルギーが注目されるようになりました。先月ですか、テレビ報道で見ましたが、人口わずか4,000人足らずの高知県檜原町では、日本で最も高い場所に設置された2基の町営の風力発電があります。町が掲げる電気の需給率100%、自然エネルギーによるエネルギーの地産地消、太陽光発電、水力発電など、あらゆる電源を取り入れている。すべての財源となっているのが風車で生まれた電気です。今や、全国から注目を集めている檜原町、檜原のように、未来に向かって投資する判断について、あわら市市長としてのご見解をお聞かせください。

あわら市も刈安山があります。私は、このように風力発電施設から発生する騒音、低周波音に関する影響のないところで、市営の風力発電はどうかと考えるが、市長のご見解を伺いたいと思います。

また、大型規模、太陽光発電所、メガソーラーの設置について、遊休地の活用や、

関連産業の集積など、副次的な効果も考えて、メガソーラー誘致について、ご見解を伺いたいと思います。

質問を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) お答えいたします。

まず、あわら北潟風力発電所「あわら夢ぐるま」の稼働に伴う被害ですが、本年2月の運転開始から現時点までに、北潟地区を含め、周辺地区において、農作物や家屋、農道などの構造物などに被害が発生したという報告は受けておりません。ただ、音に関するご相談が市に1件寄せられており、また、事業者である株式会社グリーンパワーあわらにも数件寄せられていると伺っております。市に寄せられた1件については、グリーンパワーあわらに連絡し、速やかに相談者への対応をとるよう指導をいたしました。また、事業者にも寄せられた相談についても、いずれも速やかに対応しているとの報告を受けております。なお、この場合の対応とは、現地での音の測定や、測定結果を踏まえた二重サッシへの取りかえ等を指すものであり、各種相談に対する事業者の対応は、適切に行われていると判断いたしております。

次に、再生可能エネルギーに対する私の考え方についてお尋ねいただきました。

福島第一原発の事故以来、わが国のエネルギー政策は、大きな転換期を迎えております。

事故の影響で、全電力供給量の3割を占めていた原子力エネルギーはこれから縮小を余儀なくされ、その分がほかにシフトしていくことは、ほぼ間違いありません。そして、その有力な移行先として注目を集めているのが、議員ご指摘の再生可能エネルギーです。

去る8月30日に公布された、いわゆる「再生可能エネルギー特別措置法」では、電気事業者に対し、再生可能エネルギーによる電力の全量買い取りを義務づけるなど、国を挙げてその普及推進に努めているところです。

発電コストや安定性の面などに不安も残りますが、風力発電や太陽光発電などに代表される再生可能エネルギーは、政府の後押しもあり、蓄電技術や、ソーラーパネルの性能アップといった技術面での進歩とともに、今後ますます普及していくと思います。

したがって、こうした事情を考慮した上で、これから私たちは、クリーンで安全な再生可能エネルギーへの移行を深めていくべきであると考えております。

最後に、再生可能エネルギーの導入に対する市としての考え方について申し上げます。

ただいまは、エネルギーの地産地消についてお話を伺いました。

私は、エネルギーの地産地消には、二つの考え方があると思います。

一つは、みずから消費する電力をみずから発電すること。すなわち、一般家庭でも普及が進んでいる家庭用の太陽光パネルによる発電などがその例です。市におい

ても、本年3月に市役所屋上に16キロワットの太陽光パネルを設置し、事務所の消費電力の一部に充てております。ただ、こうした取り組みは、現時点では、各家庭や事業所、施設ごとでの対応になろうかと思えます。

二つ目は、その地域で消費する電力量に見合った発電施設の立地です。これまでも申し上げて参りましたが、あわら夢ぐるまの最大出力は2万キロワットで、フル稼働したとして発生電力量は年間約3,840万キロワットとなり、約1万1,000世帯分の年間消費電力量に相当します。あわら市の世帯数が1万世帯余りですから、あわら夢ぐるまは理論上では、あわら市内すべての一般家庭の消費電力をほぼ賄うことができると言えます。

こうした意味からいいますと、あわら市ではエネルギーの地産地消は順調に行われていると言えます。

ちなみに、今後さらなる風力発電施設の増設の可能性について事業者に照会したところ、あわら市では風力発電が事業として成立するのは海岸区域に限られるとのことで、現在の事業地から坂井市三国町までに残された地域は自然公園区域であったり、人家が極端に近かったりするため、これ以上の投資の可能性は低いとのことでありました。

このほかあわら市では、間伐材を加工した木質ペレットによるバイオマスなども再生可能エネルギーとして利用できると思いますが、実現に当たっては、今後さらなる研究が必要であると考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 1番、吉田太一君。

1番(吉田太一君) ただいま市長の答弁を聞きまして、苦情の対応をしていただいていると聞いて、少し安心をしました。今後も地元の苦情に対する市の対応をお願いしたいと思います。

先日の報道でもありましたが、全国自治体のアンケートによると、大型規模太陽光発電メガソーラーの設置について、地元への誘致に関心を示す自治体が47%にも上がったと報道されました。

再生可能エネルギーをめぐるっては、普及を後押しする再生エネルギー特別措置法が国会審議を経て成立しました。原発事故をきっかけに浮上したメガソーラー、地形の影響を受けやすい水力や風力などに比べ、導入が安易であると思えます。太陽光発電は電気を使う場所の近くに設置でき、本格的な送電システムを整備しなくてもよいなどの利点もあります。是非とも、あわら市の将来構想にクリーンエネルギー、エネルギーの地産地消もさらに視野に入れていただきながら、あわら市の将来に、市長、取り組んでいただきたいと思います。

以上をもちまして、今回の私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

---

森 之嗣君

議長（向山信博君） 続きまして、通告順に従い、2番、森 之嗣君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 2番、森 之嗣君。

2番（森 之嗣君） 2番、森、真政会、通告順に従い、一般質問させていただきます。

昨年3月にもお聞きしましたが、橋本市長の公約である「若い世代が住んで、生んで、育てたくなるまち」の実現に向けた具体的施策について、改めてお伺いします。

本格的な少子化社会の到来が指摘されるようになってから、随分時間がたったように思います。都市部や一部の地域を除き、人口減少に歯止めがかからない現代日本にあって、一人あわら市だけが人口を増加させるということは生半可な思いでは達成できるものではありませんし、それは橋本市長も十分おわかりのことと思います。そこに、あえて、この「若い世代が住んで、生んで、育てたくなるまち」という、いわばチャレンジングな公約を掲げるということは、ご自身への鼓舞ばかりでなく、それなりの目算、あるいは成算というものがおありになるのではないかと思います。昨年3月にお聞きした際には、住むということに着目しながら、H E E C E構想の更なる充実を図っていきたいとお答えいただきました。また、H E E C E構想事業が浸透し、成果としてあらわれるためには、もう少し時間を要するともお聞きしました。あれから1年半が経過し、さらに2期目を迎えた橋本市長にとって、この重要政策を実現させるための具体的方策はどのようにかたまってきたのでしょうか。

市長からお答えをいただく前に、私の方から幾つか提案をしたいと思います。

まず、若手職員のあわら市居住の推奨です。合併以降抑制を続けてきた職員採用も、平成20年度から再開し、これまで30数名の若くて優秀な人材があわら市職員として採用されました。こうして平成20年度以降に採用された若手職員の現在の居住地、つまりあわら市在住者と市外在住者のそれぞれの人数はどのようになっているのでしょうか。といいますのは、先ほど申し上げたように、若くて、市外から通勤している職員にはどんどんあわら市に住んでもらうべきだと思うからです。ホームページを見ると、今年度は事務職10人の募集に対し190人、保育士3人に対し12人の応募があったそうですが、倍率19倍ということになります。こうした、厳しい採用試験を乗り越えてきた優秀な人材は、是非あわら市民として、あわら市に住んでもらうべきだと思うのです。

「若い世代が住みたくなるまち」を目指すと言いながら、その政策を進めるのがあわら市外に住んでいる職員というのでは、笑い話にもなりません。ちなみに、隣の石川県加賀市では、市の職員として採用する対象は、加賀市内に居住している者、または、採用後居住見込みの者としています。憲法で定める居住と職業選択の自由にも留意する必要がありますが、人口減少傾向のあわら市に若い皆さんに住んでも

らうためには、加賀市のような取り組みもこれから必要になってくると思うのです。若手職員のあわら市への居住の推奨、あるいは、職員採用の条件とすることについて、市長の考え方を伺います。

さて、まちの活性化を図るためには、市長の言うとおりの若い人たちに住んでもらうことが重要です。ただ、それ以外にも若い人たちが集い、楽しめるためのエリア、またはスポットなどが整備されていることも重要です。ＪＲ芦原温泉駅前や、芦原温泉街には、空き店舗や空き地が点在し、とても若者が楽しんで時間を過ごせるような環境とは言えません。特に、ＪＲ芦原温泉駅は、金津高校や、福井市の高校、大学などへ通学する学生や生徒の乗降が多いにもかかわらず、駅周辺で彼らが談笑したり、時間をつぶしたりしている姿は余り見かけません。以前、委員会において、ファストフード店の誘致などを提案した際には、出店企業のマーケティングリサーチなどに合わなければ困難であると伺いました。至極当然のことです。ただ、人の行動パターンを変え、にぎわいを創出するためには、きっかけとなる起爆剤が必要です。

現在、市では、企業立地促進条例で、特定工業団地への立地企業には各種助成金を交付するとともに、今年３月定例会で可決したあわら市企業立地の促進に係る固定資産税の課税の特例に関する条例で、工業団地以外の地域への立地企業には、一定条件をクリアすれば３年間固定資産税を免除する措置をとっています。こうした例に準じ、例えば、ＪＲ芦原温泉駅前の特定区域をにぎわい創出エリアと定め、出店した店舗には、一定期間、固定資産税を免除し、あるいは、出店奨励金を交付すると言う措置は講じられないでしょうか。当然、既存店舗との公平性といった問題もクリアする必要が出てくると思いますが、にぎわいづくりのためには、これらを損なわないように、思い切った措置をとることも必要ではないかと思えます。

事業者が進出しやすくなるように、制度環境を整備することは、行政が最も得意とするところです。固定資産税の免除や、奨励金の交付をはじめ、にぎわいづくりのための制度の創出、あるいは義務や規制の緩和についてどうお考えですか。お答えください。

あわせて、これ以外に市長として、「若い世代が住んで、生んで、育てたくなるまち」を実現するために考えておられる具体的施策についてお聞かせください。

以上、１回目の質問を終わります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 森議員のご質問にお答えいたします。

新規職員の採用は、平成２０年度から始めており、４年間の採用合計は３８人になります。この３８人の職員のうち、採用時７４％に当たる２８人があわら市内に居住しており、残る１０人が市外居住でありました。ただし、市外居住者１０人のうち４人は、採用後にあわら市に転入しており、現在は３２人、８４％の職員が市内に居住しております。

さて、職員採用に当たっては、加賀市のような取り組みも必要ではないかのご提案ですが、議員ご指摘のように、憲法はすべての人に居住、移転の自由、職業選択の自由を保障しております。職業選択の自由、すなわち就職の機会均等ということは、だれでも自由に自分の適性や能力に応じて職業を選べるということですが、そのためには、雇用する側が差別のない公正な採用選考を行うことが必要不可欠であります。

本市の職員採用に当たっては、応募者の基本的人権を尊重することはもとより、応募者に広く門戸を開き、応募者の適性、能力を合理的、総合的に判断して採用を行うよう努めております。

したがって、「本市内に居住する者、または居住見込みの者」を採用の条件として掲げることは、憲法や地方公務員法の規定に照らし、適切ではないと考えております。

なお、採用後のあわら市への居住の推奨につきましては、本人の意向等も踏まえ、適宜対応して参りたいと考えております。

次に、にぎわいづくりを目的とした制度の創出や、義務等の緩和に対する考え方についてお答えいたします。

現在、JR芦原温泉駅前や芦原温泉街は、ご承知のとおり、人口減少や少子高齢化、モータリゼーションの進行といった社会状況の変化により、空き店舗や空き家が目立つなど、市街地の空洞化が進んでおります。このような状況は全国的にも問題となっており、中心市街地の活性化と商店街の再生を目指して、全国各地でさまざまな施策が講じられております。

あわら市におきましても、平成20年度から商工会への委託事業の中で、空き店舗への出店に対し店舗賃貸料の助成を行う「空き店舗チャレンジショップ支援事業」を実施しており、現在までにこの制度を活用してJR芦原温泉駅前に2店舗、芦原温泉街に2店舗の合計4店舗が出店しているところです。

このほか、あわら市中小企業振興資金融資を活用した開業資金の低金利貸付制度もありますが、これまでのところ利用者はありません。

こうした制度があるにもかかわらず、新規店舗の参入が進まない原因としては、JR芦原温泉駅前の場合、商店のほとんどが住居兼用となっていることや、空き地が少ないことなどが挙げられると思います。

このような状況において、市街地への出店を増やし、にぎわいを創出するためには、商店街を担う人材の育成が必要であり、経営意欲の高揚とスキルアップを図るための施策を実施し、個々の商店が力をつけていただくことが重要と考えております。

一方、エリアを特定した固定資産税等の減免についてご提案をいただきました。

確かに、固定資産税などの市税は、地方税法の規定により、公益上の事由などがある場合には不均一の課税、または減免をすることが認められております。

しかしながら、すべての市民が等しく納付すべき税について、新規出店者と既存

店舗との間に差を設けるためには、ご心配いただいているように、だれもが納得できる理由が必要であり、市としてそれをきちんと説明していく必要があります。

また、エリアを定める場合の線引きにも慎重を期する必要があります。

したがって、現時点では、固定資産税の減免といった義務等の緩和は困難であると考えております。

なお、中心市街地活性化法では、中心市街地活性化事業計画に基づく商業基盤施設への固定資産税の不均一課税に対し、減額分を交付税で補てんする規定が設けられるなど、法律も中心市街地の活性化やにぎわいづくりを目的とした税の減免を予定しているところです。

しかしながら、そのためには、中心市街地活性化事業計画の策定と国の認定、それにも増して、計画実働部隊である地元事業者を主体としたタウンマネジメント機関いわゆるTMOの設立が必要となります。

このように、制度を創設するにしても、義務を緩和するにしても、先ほども申し上げましたように、商店街を支える人材の育成や、商店個々のスキルアップといった実践的課題へと帰結するわけです。

したがって、そのためには、事業者の意欲と情熱、さらには準備期間が必要であることから、当面は、現在実施している支援を利用しやすく、より効果があるものとなるよう改善を重ね、地域の事業者や住民の皆さんと話し合い、効果を検証しながら検討していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

最後に、ご提案いただいた取り組み以外の具体的施策ですが、ご質問の中にもありましたように、昨年から重点的に行っているH E E C E構想が「若い世代が住んで、生んで、育てたくなるまち」を実現するための事業の集積であり、現時点においては、今年度展開している24の事業がお尋ねの具体的施策に当たろうかと思っております。

今後、これまでの事業の成果を検証しながら、新年度のH E E C E構想事業の取りまとめを行って参りますが、これらの作業を通して、市民目線に立った新しい施策をお示しできるものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 2番、森 之嗣君。

2番(森 之嗣君) 再度質問させていただきます。

ただいま、市長の方から大変詳しい答弁をいただきました。

まず1点目のあわら市への居住を職員採用の条件とすることが難しいという点でございしますが、これは法的観点からもおおむね理解したいと思っております。

ただ、市外在住の職員に対するあわら市内への居住の推奨は検討いただけるということではございますので、是非推奨していただきたいと思っております。

何といたしても、「若い世代が住みたくなるまち」を実現させるわけですから、せめて職員がみずから進んで住みたくなるような施策の展開を要望します。

次に、にぎわいづくりの関係ですが、現在行われているいろんな施策、空き店舗

への出店に対する家賃の助成や、開業資金の低金利貸付制度があるにもかかわらず、その利用が低調であったり、開業資金の貸し付けに至っては、いまだ利用者がいないということに対し、ＪＲ芦原温泉駅は住居兼店舗が多かったり、空き地が少ないためとのご答弁でございました。そういうことも原因として考えられますが、私は制度のＰＲ不足もあるのではないかと思います。内向きの周知だけでは、仲間内の情報共有にとどまってしまう。こうしたＰＲの方法、周知方法、これまでどうしているのか、お答えをいただきたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 二つのご質問いただきましたが、１点目につきましては、私の方からお答えをさせていただきます。

既に職員となった者に対して、市外に住んでいる者を市内へ居住を移すように推奨すべきであろうというお話でございます。

ただ、これは非常にナイーブな問題を含んでおりますので、余り明確にあわら市内に移住すべしというようなことはなかなかこれは職員に対しても言いにくいことでありますので、その辺はまたご理解をいただきたいと思います。

ナイーブと申しますと、例えば、私と職員、部下に対して市外の者と結婚するなというようなことは私、到底、これは申し上げられませんので、そういう例を挙げれば、このナイーブな問題、デリケートな問題であるということの意味をご理解いただけるのではないかと思います。

なお、２点目のいろいろな制度があるけれども、制度の利用がまだ十分でないということの原因の一つにＰＲ不足ではないかというご指摘ございました。この点につきましては、担当部長の方から答弁をさせます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 経済産業部長、北浦博憲君。

経済産業部長（北浦博憲君） お答えをいたします。

今ほどのにぎわいづくりの中で現在行っている取り組みといたしましては、議員ご指摘のとおり、答弁でもさせていただきましたが、市街地にぎわい創出事業、それと中小企業振興資金の融資制度というのがございます。

これにつきましては、まず１点目の市街地にぎわい創出事業につきましては、市の商工会への委託事業となっているというようなことで、市の商工会を通じて、そういったふうな事業者の方々に周知をさせていただいているということ。それから、市の商工会のホームページ等、それから、市のホームページ等でも一応周知をさせていただいているというふうな状況でございますし、融資制度の方につきましても、１点目と同じような形で商工会を通じて、あるいは、市のホームページ等で周知をさせていただいているというふうな状況でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） ２番、森 之嗣君。

2番（森 之嗣君） いろいろご答弁をたくさんいただきました。それでも、なかなかハードルが高そうな感じもいたしておりますが、にぎわいづくりには事業者サイドに立った支援制度が必ず必要であると思います。答弁では既存の制度に改良を加えるということでしたが、私としましては、理事者には是非とも既製の概念にとどまることのない、さらに使い勝手のいい制度の創出と、そして、意欲のある事業者の皆さんを応援しますという幅広いメッセージの発信ということに積極的に取り組んでいただきますように要望いたしまして、私の質問を終わります。

---

八木秀雄君

議長（向山信博君） 続きまして、通告順に従い、6番、八木秀雄君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 6番、八木秀雄君。

6番（八木秀雄君） 通告順に従い、真政会、6番、八木秀雄、一般質問をさせていただきます。

質問の前に、あわら風力発電所について。

あわら北潟風力発電所は、平成21年9月から、事前に景観シミュレーションや環境調査などを行い、自然環境への影響を最小限とするよう配慮しながら1年7カ月をかけて今年の2月1日に運転を開始しました。私も工事期間中は何回も現場で組立作業を見学しました。たしか4号機から始まり500tのクレーンで最初のタワーをつり上げ設置するときには、あわらにも風力発電所が建つんだんと感無量でした。

改めて概要を説明しますと、北潟国有林と北潟湖の間の丘陵地である北潟富津区の海拔40mから50mの畑作耕作地です。あわら市面積の2.6%、約3平方kmの耕作地で取り囲むように配置しています。風車施設間隔は300から600程度です。発電は、風速3m/秒から25m/秒で自動運転をし、それ以上の強風は機器破損のおそれがあるので強制的に停止します。あわら市の約3万人、世帯数約1万は10基の風車で賄えるそうです。J-POWERの国内拠点18カ所の中で、このようなロケーションに建てられたことは長い期間、自然環境調査、地元区民、このことにかかわる人々の重なる話し合いの賜物と思います。また、近い将来、日本の電源は信頼性の高い風力発電は必携と思い、先駆けたことはよいことと思います。

それでは質問に入ります。

一つ目、2月の運転開始からどのぐらいの見学者が訪れましたか。

二つ目、風力発電所見学者に不便な点はないか。

三つ目、北潟区（富津区）畑耕作地の居住地に見学者が迷惑をかけていないか。

四つ目、風力発電所は観光資源につなげないか。

以上でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 八木議員のご質問にお答えいたします。

本年2月に稼働を開始したあわら北潟風力発電所「あわら夢ぐるま」は、県内最大の風力発電施設として、また、1基当たりの規格も国内最大級のものとして、建設当初から注目を集めていた施設です。

昨年10月の試運転開始から見学等のお問い合わせをいただくようになり、2月の本格稼働以降は、子供会から各種団体、行政機関、地方議会まで、多くの皆さんから、市または事業者である株式会社グリーンパワーあわらに見学のお申し込みをいただいております。

このあわら夢ぐるまについて幾つかご質問をいただきました。

まず、これまでに施設を訪れた見学者数ですが、見学者への対応は、グリーンパワーあわらが行っており、4月から8月までの4カ月間で、同社を通じて施設を見学された方は582人であるとのこと。残念ながら2月と3月の統計がないため、2月からの詳細な見学者数はお答えできませんが、恐らく月に150人前後の方が同社に見学の申し込みをしているものと思われます。もちろん、自分で直接付近まで行って施設をごらんになる方は、これよりはるかに多いと思われるので、実際には極めて多くの皆さんが現地を訪れていることと思います。

また、6月には、眺望のよい8号機付近に農産物直売所「風羽里」がオープンいたしました。現在は、土曜日や日曜日などの休日のみの営業ですが、それでも多くの皆さんにお越しいただいているとの報告を受けております。

こうした見学者、いわゆる観光客の皆さんに不便な点はないか、また、観光客が付近の農業者や住民に迷惑をかけていないかとお尋ねをいただきました。

事業地は、極めて優良な畑作地帯にあります。施設の建設当初から観光客が農道へ進入することなどにより、農作業に支障が生じることが予想されておりました。このため、観光客をなるべく1カ所に誘導しようとして設置したのが農産物直売所「風羽里」です。国道305号をはじめ、地区内の主要交差点に誘導看板を設置することにより、観光客の多くは「風羽里」に誘導され、他の農地への影響は最小限に抑えられたと思います。一方で、「風羽里」へのアクセス道路が未舗装で狭いことなどから、せっかく訪れていただいた観光客の皆さんにご不便を強いるとともに、周辺の農業者の皆さんや富津区の皆さんにも車両の集中によりご迷惑をおかけしているのではないかと考えております。「風羽里」への主要なアクセス道路となる県道北潟平山線は、本市の要望を受けて、現在、福井県において急ピッチで改良工事を進めていただいておりますが、あわら市といたしましても、この改良工事に合わせて、付近農道の改良を進め、観光客にも地元の皆さんにもご迷惑をおかけしないようにする必要があると考えております。

「あわら夢ぐるま」の観光資源としての可能性ですが、このように市内外から大変注目を集めている施設です。あわら市といたしましても、極めて早い段階からこの施設を新しい観光資源として位置づけ、観光ポスターへの採用や、観光パンフレッ

ト等で紹介して参りました。

今後も、あわら温泉や東尋坊から、加賀温泉、金沢までのアクセスルート上に林立する風車群「あわら夢ぐるま」を、あわら市のエコと観光の新しいシンボルとして一層PRして参りたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 6番、八木秀雄君。

6番(八木秀雄君) 市長の方から今、詳しく説明をしていただきました。

私も、先ほど言いましたように、建設当時から何回も現地を訪れまして、その進捗状況とか、それから、「風羽里」ができたということで、見に行きました。率直な意見なんですけど、まだ、仮の形で案内板とか、そういうのができているという感じで、我々地元の者が行けば、大体こういう道順なんかあって、ああ、これは一方通行になっているとか、そういうのがわかるんですけど、やはり、県外から、町外から来られる方は、今のあの程度では、ちょっと不便ではないかなと、このようなことを思いまして、この一般質問をさせていただいた理由にもなります。もう少し、やはり、市長が言われましたように、観光パンフレットとか、風力発電所の大きなポスターをつくられたと、意気込みは非常にわかるんですけど、やはり、もっとしなければならぬ、手づくりでもいいからできることがあるんじゃないかということだと私は思います。

もう一つ、この北潟に風力発電所、本当にいろんなことでご縁があってこちらの方に来たと。本当に私の今、この最初の文章の中で、全国18カ所、J-POWERさんが建設された中で、これほど地域に密着している、地元に近いところ、ほとんどが山の上とか、海岸の果てとか、車でまちから1時間も1時間半もかかるようなところに建てるんですけど、この北潟の富津区に建てたということは、本当にこれは私は画期的なものであって、何回でも重ねて言いますが、これは地元の住民と皆様方のやはり賜物で、何回も何回も重なる結果、こういうような結果になったことを僕は素晴らしいことだと思います。

私は、将来、こういう形で今、この自然エネルギーの風力発電所が非常に見直されていると思います。遠いところに建てば建つほど、それからの送電線とかいろんなものでコストがかかります。僕は、これは本当に全国的に非常に僕は素晴らしい一歩だと思います。ですからこそ、私はこの風力発電所「夢ぐるま」というものをやはり全国に、我々はこういう具合に共存共栄して観光資源にもつながるんだというような、そして地元の、例えば、富津のカンショのお芋と何かこう、うまく接点が合うんだというようなことをもっともっとPRをしていただきたいと思います。

もう一つ、この北潟に、富津にこの風力発電所の観光資源ということで、北潟のあの周辺には、二、三日前にありました観月の夕べもありますし、花菖蒲もあります。それから、おいしい北潟のうなぎも獲れます。それから、全国で唯一のカヌーポロの選手権大会もあります。それから、四、五日前の新聞にこの国有林の中に昔の先人たちが歩いた道路もあると。そういう整備もしなければならぬということ

で、課題はたくさんあって、僕はすばらしい北潟地区にこれからなってくると思います。

市長、ひとつその辺を含めて、この北潟全体を考えた何か観光構想というのがありましたら、何か教えてください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 何点が再質問いただきました。

例えば、「風羽里」へのアクセスの仕方につきましては、先ほどもお答えいたしました。北潟平山線を県にお願いいたしまして、本当に、今、急ピッチで進んでおります。恐らく、これは平成24年度中には完成されるのではないかと考えておりますので、それができれば、かなりアクセスが容易になるのではないかと考えております。そういう努力は、もちろん私たち今から、今もやっております。それ以外に、今ほど、手づくりでいろんな方策があるのではないかとというようなご発言があったと思います。もし、そういういい施策、やり方等ありましたら、また是非ご教示いただければ、また真剣にそれにも取り組んで参りたいと思います。

それから、あと2点目は、今回の一つの場合は地元との関係が非常に良好であったからうまくできたのではないかとのご指摘であったと思います。確かに、そのとおりでございます。地元、北潟地区の方々が風力発電誘致のための協議会まで立ち上げられまして、大変熱心な誘致活動を展開されました。そういう活動があったればこそ、私も行政としてこれにこたえるべきであろうというふうな思いから誘致について努力をしてきたわけであります。

先ほど、吉田議員のご質問にお答えいたしましたが、更なる増設の可能性についてもちょっと問い合わせをいたしましたが、やはり、なかなかそれは現実的には難しいであろうというふうな話を聞いております。したがって、こういう施設が地元と非常に関係がうまくいけばいい施設なんだということについて、全国に対してPRしていくということは、あわら市にとって直接のメリットではないのではないかなというように思います。むしろ、それよりも、既にでき上がったものについて、より観光資源等々として、利活用するための方策を考えていくことが今、我々には求められているのではないかなというふうには感じております。

あと、3点目は、この周辺にはいろいろな観光資源があるので、それらをもっと活用したい方法は考えていないのかというご指摘でございました。

もとより、私どもも非常にロケーションとしてはすばらしいものがあると思っております。いろんなことをこれから考えていかなければいけないんですけども、まず一つ、今、具体的に動き出そうかとしていることにつきましては、吉崎に私はもう一回光を当てたいなと、また、光を当てることによって大きな効果が得られるのではないかという思いを持っておりまして、それにつきましては、いろいろな今、事業について計画を立てているところであります。また、この風力発電を中心、あるいは北潟湖を中心とした周辺は、山があって、川があって、湖があって、農地があ

る、しかもさらにそこには国有林の中に昔からの古道、古い道もある。樺の原生地もある等々考えますと、教育的に非常にいい環境なのではないかというふうに考えておりました、今、県に対してもいろいろな教育的な観点からの利活用についても、またいろいろと市としての考え方を申し述べているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 6番、八木秀雄君。

6番(八木秀雄君) やはり、地元の方、そして、それにかかわる方、環境を破壊しないで、本当にこの北部丘陵地北潟湖、それから日本海、これをそのまま残して、是非すばらしい、そういうところをつくっていただきたいと思います。

それと、ちょっと最後ですけど、これ余談の話なんですけど、実は、私、観月の夕べに参加させていただきました。たまたま私の横に座った方が、私にちょっとこういう声をかけてきたんです。「私は福井から大阪にお嫁に行きました」と。「もう何回となく、観月の夕べに来てるんです」と。「そんなに何回もどこが魅力があるんですかね」と言いましたら、「このお月さんと、湖と、それがもう何とも言えない、すばらしい」ということで、私はきょう、金沢へお嫁に行き、10名のお友達も連れて来て、福井市内にいる車椅子の障害者の母親も連れてきましたということで、本当に私は、ありがとうございますという具合に言っておりました。彼女が、その方が私に言ってくれたのは、「非常に北潟のあそこへ進入するとき、その道案内をする方、駐車場の方が、非常に親切でした」と。これは、こちらへ来ると、それが何回もそのことが気になりまして、非常によかったですということを僕に言ってくれまして、私も本当に嬉しかったです。そういうことで、余計なことですが、やはり、みんなが頑張れば、僕はこのあわら市というのは、もっともっと活性化して、たくさんの方がこのあわらで癒されるのではないかと思います。これは答弁は要りませんので、以上をもちまして終わります。

議長(向山信博君) 暫時休憩いたします。再開は10時50分とします。

(午前10時38分)

---

議長(向山信博君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

牧田孝男君

議長(向山信博君) 続きまして、通告順に従い、13番、牧田孝男君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 13番、牧田孝男君。

13番(牧田孝男君) 13番、牧田、通告順に従い、一般質問をさせていただきます。

私の質問の内容というのは、あわら市の現在の小中学校教育環境の状況について聞きたいと思うわけですが、初めに、合併してあわら市が誕生してから、教育関係の懸案事項として大きく取りざたされてきたものの一つが、校舎の耐震化で

あったわけです。この校舎の耐震化に関しては、平成22年度、つまり昨年度ですべての校舎の、そして体育館の耐震化が完了したということで、これは県内の市としては、初であり、その意味では大変誇れるものであるというふうに思っております。我々大人というのは、次世代の子供たちをきちっと育成するということが大きな義務であり、その意味では、学校生活で地震に対する不安を払拭できたということは、教育のハード面からの大事なことであるというふうに思っております。でありながらも、その教育というのは、ハード面と、そしてソフト面と双方を持っております。

現在、時折、私が耳にする、ちょっと気になるような教育環境に関する疑問に思うようなことを幾つか質問したいと思えます。

まず初めに、全国学力学習検査のことです。通称、全国学テです。

今年は、東日本の大震災が起こりまして、国の方はその影響から、その全国学テを国としては全国一斉という形ではやらないと。だけれども、自治体によって、そういう希望があればやればよいというような通達があったというふうに聞いております。利用希望者採択制度とでもいうんですか。そういうことで、そういうのを受けまして、福井県内の方では、前はやらないというようなふうに聞いてたんですけども、割ときわにきてからやるということになったということを知っております。そして、このあわら市の場合も今、そのための準備をしていると思うんですけども、僕は、これを聞いてちょっと思ったのは、この学テというのは、全国一斉にやることによって、その自治体のその学校の成績がどうかということをはかれる。

福井県というのは、全国でもかなり学力がトップクラスにあるということで、他県に知られております。たしか、秋田がトップやったんじゃないかな。その次か、その次の次ぐらいに位置するのが福井県であるというふうに聞いているわけですけども、ただ、僕は、この全国一斉でないような、そういうばらばらの学テをやるということは、意味があるのかなというふうに私は考えてしまうわけでありまして。

というのは、全国一斉にやったならば、その成果というか、全国と比較して今年はどうであるかというような、そういう答えが出てくるわけですけども、一斉でないような、ばらばらのその学テというのは、結局、ほかとの比較ができるわけでもないし、となると、そのためのいろいろな準備というような努力は、その努力に合うような成果というか、結果というか、そういうものが非常にわかりにくいのではないかというようなことが感じられるわけで、この点、教育長はどう考えておられるかということが1点です。

それから、校舎のセキュリティチェックということについてであります。この前の全員協議会でもこれは金津中学校だったかな、金津中学校の方で深夜に不審者が校舎に入った、そういうような事件があったという報告がありました。

何年か前には、金津中学校のグラウンドでライターを使ってバックネットを燃やすというようなそういう事件もありました。

最近、セキュリティというと、生徒児童が登校する、下校する。そのときの安全

システムのことがよく言われておりますが、それももちろん大事ですけれども、それと並行して、校舎内への不審者の進入を許すということは、そういうことはないと思っておりますが、最悪の場合というのは、例えば、大阪の十何年前だったか、池田小学校の事件のような、大変にたくさんの犠牲者を出すという悲惨な事故を起こす可能性もあり、万に一つもそういうことがないような、そういうセキュリティチェックは必要であると考えております。

今のその状況についての教育長の思いを聞きたいということでもあります。

それから、学級定員のことなんですけれども、最近30人学級という、そういうような言葉をよく耳にします。あわら市内の小中学校の定員数というのが、そういう意味でどのような状況になっているかということなんですけれども、これは国の指導というか、その国の指導を受けて県の指導というものがあって、それを受けてかどうか、それに対して、今のあわら市の状況はどうかということなんですけれども、これちょっと、記憶で言うのですけれども、国の指導ということですので、今現在は小学校1年生が35人、小学校の2年から小学校4年というのが40人、それから小学校5年が36人で、中学校1年生が30人、中学校好2年生から3年生が32人というふうに側聞しております。これに比較して、現在のあわら市の各小中学校ともなんですけれども、学級定員の状況はどうなっているかということをお聞きしたいと思います。

それは、気になるのは、最近は、障害者を普通学校に入れるというような傾向が強くなっているというふうに聞いているわけです。例えば、私が関係しているような聴力障害者とか視力障害者の場合というのは、ちゃんと聾学校とか、それから盲学校があるわけなんですけれども、それ以外の障害者の場合に、親御さんが子供を普通学校に入れたいという願いがあるのは、本来の気持ちに自然なところではないかなと思いますし、その傾向はこれから後も続いていくのではないかなというふうに思っております。

その場合には、当然のことながら、1学級1教師ということでは、非常に負担が重くなるわけで、加重負担となるわけで、そういうことで、サポーター教師とか、あるいは、ソーシャルワーカーとか、そういうような制度というのが、あわら市の場合にはちゃんと対応できるような形になっているかどうかということです。

これも、後で返答を待っています。

それから、4番目に、これは学校の冷房対策のことでもあります。

今年も7月には猛暑が続きました。ある学校関係者に聞いたら、非常に暑かったので、しかしながら、教室に、あるいは実習室に、そういうところに冷房が入っていないので、PTAに頼んで、家にある不要になった扇風機を学校の方へ持ってきてもらって、それで急場しのぎをやったという話を聞かされました。

それを聞いてて思ったんですけれども、去年までというのは、耐震改修の関係で、プレハブの方で授業をこなす子供たちが多かったはずですが、ここでも、やっぱりそれに似たような声を聞いたことがあります。

そして、僕は思うんですけど、今の子供たちというのは、生まれたときから家庭の方にクーラーが行き届いていて、そういう状態の中で大きくなっていくわけです。そうすると、例えば、家にクーラーがないような状態であれば、クーラーなしであっさり我慢するのも教育のうちだというような意見も成り立つでしょうけども、そういうふうにして育てている子供たちにとって、暑いところでの学習というのは、やっぱり我慢の限度を超えてしまう場合が幾らでもあるような気がします。そして、超えてしまうと、やっぱり、それだけ授業にあるいは勉強に身が入らなくなってしまうのではないかというリスクを持っているのではないかというふうに私は思うわけで、この冷房対策について、現実には学校の方に入っていないと思うんですけども今からの教育委員会の姿勢として、この辺を考慮してくれているのかどうか。大まかには四つほどちょっと出したんですけど、これについての答弁をお願いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) 牧田議員のご質問にお答えいたします。

まず、全国学力学習状況調査についてのご質問ですが、一人一人の学力と学習状況を把握し、学力の向上を目指すために平成19年から全員参加の調査で始まった全国学力調査については、平成22年度から抽出調査へと変わってきました。

しかし、県との協議の中で、あわら市も全員参加の調査を希望し、各学校の調査結果の分析をもとに、その後の指導改善などに役立てるよう、前向きに取り組んでおります。

また、市の教育委員会では、小学校2年生から5年生までの学力状況を把握するため、平成21年度から市独自の学力調査にも取り組んでおります。

これらの取り組みにより、市全体の学力の向上が見られ、その成果は着実に上がってきていることから、今後も積極的に取り組んで参りたいと考えております。

議員お尋ねの全国一斉の全数調査でなければ比較できないとのご指摘ですが、この調査は、順位を競う調査ではなく、あくまでも児童生徒、一人一人の習熟度を把握し、弱点などの分析を行い、指導改善につなげるためのものでございます。

また、結果として順位なども出て参りますが、全国的にまたは県全体での大きな視点から、学習状況を把握することにより、指導方法などを見きわめるものであり、たとえ全国学力調査が、抽出による標本調査であっても、あわら市においては、全数調査及び事後の結果分析を十分行っておりますので、その目的は達成しているものと判断しております。

次に、学校校舎のセキュリティについては、現在、10小学校2中学校とも時間外の対応として、警備会社と年間459万9,000円で防犯対応及び火災異常対応の警備保障業務を委託契約しております。具体的な業務内容は、校長室、職員室をはじめ、コンピューター室などの特別教室等にマグネットスイッチやセンサーなどを設置しての防犯対応及び火災報知機への対応でございます。

本年度に入って、4月3日に波松小学校で子供たちがグラウンドで遊んでいたところ、ボールでガラスが割れ、センサーが反応し、警備会社が出動しています。

また、5月31日に金津中学校、8月5日には金津小学校の火災報知機の誤作動により、嶺北金津消防署が出動しております。いずれも深夜の発生であり、ご近所の方々には大変ご迷惑をおかけしたことをおわび申し上げます。

さらに、先の全員協議会でもご報告いたしましたが、先月29日の未明、金津中学校で不法侵入事件が発生し、この警備保障業務によりあわら警察署が緊急出動し、現行犯逮捕に至っております。

なお、今回の事件については、侵入が未施錠の窓からということであり、機械警備に頼るばかりでなく、人による二重のチェックを行うよう強く指示したところがあります。

今後とも警備体制に万全を期すとともに、日々の点検・管理にも配慮し再発防止に努めて参ります。あわせて、玄関の施錠管理も行い、日中の不審者侵入などの安全管理にも十分注意を払って参ります。

次に、学級定数についてお答えをいたします。

まず、国における学級定員は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき、小学校1学年の35人学級を除き、それ以外は40人と規定されています。

また、県内の小中学校の学級編制基準は、知事のマニフェストでもある「福井元気っ子・新笑顔プラン」で、国の基準とは別に、小学校5、6年生36人、中学校1年生30人、2、3年生32人の基準となっています。

現在、あわら市においても同様の基準で編制されておりますが、特に、本年度からの少人数化が実施された小学校1年生では、芦原小学校が39人で2学級、金津小学校が106人で4学級編制となっており、それぞれ1学級増となっております。

また、中学校3年生につきましては、中高一貫教育が行われていることから、市独自に連携クラスを1学級多く編制しております。これにより3年生の一般学級においても、1学級30人以下での少人数編制を実施しております。

次に、個別に特別な支援が必要な児童の対応については、本年度は多動性児童対応に4人、障害者介助支援に2人、低学年支援に4人の計10人の市費講師を5小学校に配置して、きめ細やかな指導となるように対応しております。

議員のご指摘のとおり、個別に支援が必要な児童が普通学級に入級する事例が増える傾向にありますが、今後とも必要な対応を継続して参りたいと考えております。

最後に、冷房対応についてのお尋ねですが、本年も猛暑が続きましたが、市内小中学校の普通教室には冷房機の設置はありません。

また、県内他市での普通教室の冷房機設置状況は、小学校では福井市の旧清水町4小学校で設置されておりますが、他では設置されていません。

一方、中学校では、敦賀市が設置完了しており、また、福井市の旧清水町・越廼村で各1中学校及び小浜市の一部の中学校で設置されているとのことでございます。

いずれにいたしましても、温暖化が進むことも予想されることから、あわら市におきましても、検討課題の一つと認識しておりますので、ご理解をお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 13番、牧田孝男君。

13番(牧田孝男君) 質問にお答えくださいます、ありがとうございます。

まず、学テのことなんですけど、これ他人との比較ということではなくて、個人個人の習熟度をチェックすることに、どちらかという、そっちにねらいがあるということからいけば、その思いはわかります。わかりますけれども、ちょっと釈然としないところがあるんですけど、そういう一斉でないような状態であえてやることのメリットがやっぱりある程度少なくなっていて、しかしそれをやるということで、また、今、教師の多忙化というのがよく言われますね。そういうものに対しては、輪をかけるようなことになってしまいうんじゃないかという懸念がちょっと残るし、その辺が今の返答ではよくわからないなというような感想を持ちました。

それから、セキュリティチェックのことなんですけれども、そういう実際に侵入者が入ったということと、それから自火報の誤作動が働いているということがあったわけですか。

そうですね。これちょっと話変わるんですけど、この前もうちの近くでそういうことがありまして、この誤作動のことが最近結構、私の家が嶺北消防署の横、横というか、近くにあるもんで、よくそんなん出ていくのを目にしますから。その誤作動について徹底的にそういうものがないようにということをお願いしておきます。というのは、やっぱり深夜にそういうのが出ていくということは付近の住民の安眠というか。そういうものに対する妨害になりますもので、その辺はお願いしたいと思います。

それから、このセキュリティで、さっきもちょっと言いましたけれども、例えば、登下校なんかで、これは金津小学校の場合そうじゃないかな。タグを持って、それを機器のところにつけると、学校に入った時間、それから、また出るときにつけると、下校したときの時間というのが親御さんのメールの方に入るとい、そういうシステムになっていて、これを安全安心システムというのかな。こういうものがよいのかどうかということもちょっとよくわからないんですけども、そういうような対応をまたやってほしいと思いますけども、実は、僕自身が個人的な経験として感じたことが幾つかあります。というのは、そういうのもさることながら、通学路において、危険な場所というか、例えば、ガードレールが破損している場所であるとか、それから、特に下校時なんか、もう薄暮というか、薄暗くなっているときに、その暗やみの中を子供たちが帰るというような光景を何年か前に複数回見てまして、それこそ変質者に襲われやすいような通学路を歩いて帰るということは、非常に危険だなということを感じたことがあるわけなんですけれども、その辺について、今のところ、そのような箇所になっているような場所が、今現在あるの

かないのかということであります。

それから、定員の状況については、よくわかりました。これは何年前だったか忘れたんですけども、養護学校の先生が私のところに来まして、そして、養護学校の生徒を地域へ返そうというような、そういうスローガンを持っているという話を聞いたことがあります。これは寺井教育長の2代ぐらい前の教育長のときなんですけども、それで、その教師と一緒に教育長のところに行って、そういう話をしたことがあります。だから、親御さんの方からもそういう要求も多いのと同時に、また、養護学校からの方にもそういうスローガンというのが出てきているのもあって、これも時代の流れかなというふうに思いましたんで。そういうことになっていくと、当然のことながら、トイレの洋式化とかそういうことも、今は各学校に一つぐらいついてるのかな、そういう状態なんですけれども、必要になるのではないかなというふうに思っております。それは、もう一つ言えることは、学校というのは、小学校にしても中学校にしても、何か事があった場合に、地震があったときとか、あるいは台風が来たときとか、避難所になるわけですね。避難所になるわけですから、そこに備えられているものというのが、いわゆる家庭生活と乖離したものというのは、よくないと思うんです。だから、例えばクーラーがあるとか、あるいは、トイレなんかでも、これもクーラーと一緒に、今の家庭生活というのは、ほとんど洋式の方がずっと多くなってきてるんじゃないかなと思うので、そういうところで用排便の勉強をしている子供たちが、学校でまた違うそういう和式を訓練させられてもなかなか、これもしんどいことやないかなと思うので、そういうこともまた考慮していただきたいというふうに思います。

以上、今、教育長の方の話を聞いていて、私が思ったことなんですけども、今のことについて一言お願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) まず、1点目の学力調査の一斉でない、というふうなお話でございますが、今年度に関して、4月じゃなく、9月の下旬にあるということにつきましては、日本全国、そういう方向で変わってございます。

これは、いわゆる福井県とかあわら市だけが9月にやるのではないと。東北大震災の影響で、とても4月にできる状況じゃないというふうに文科省が判断されたんだと思っております。その中で、福井県は、各市町が全数県と一緒にやろうという方向に動いております。9月の下旬にあるわけでございます。それに、あわら市も全数やりたいということで希望させていただいております。

学校の先生のいわゆる、ばらばらにやれば多忙化につながるんじゃないかというようなお話がございまして、今年度に関しては4月の予定されてたときじゃなく、国の都合で、状況で9月に延びたということで、先日の校長会でも私の方から各校長先生に2学期の授業の込んでいるときだがよろしく願いますという形をお願いをさせていただいたところでございます。

それから、次のセキュリティの誤作動につきましては、日々、委託業者が点検をしていただいておりますが、これは本当でないことにこしたことはないんであります。今後とも点検活動をきちっとやっていただいて、誤作動が少なくなるようにお願いしたいと思っております。

それから、子供たちの安全安心についてシステムをというようなことで、以前、吉田議員がご質問されたキッズガードシステムの玄関の出入りをチェックというようなことがあると思いますが、これは、それぞれの学校の保護者のご希望に従って、一部負担をしていただければ、市としては対応するというふうにお答えさせていただいておりますので、それぞれの学校の状況によってお願いしたいというふうに思っております。それに、市が補助をして負担するというところでございます。

また、通学路の危険箇所についてのご指摘もございましたが、暗いところについては、街灯なりつけるようなことを地区の区長さん方の方へお願いをしておりますが、なかなか進まない状況もあります。

また、道路で、いわゆる不備な通学路、歩道等あれば、またそれぞれの担当課の方へお願いをさせていただいているというところでございます。

最後の、養護学校の子供を地域へ返して交流をさせるというふうなお話、そういうことがこれからあるんじゃないかと。当然、普通の教室への、または活動への参加、または地域の活動へというようなこともございます。今、ご指摘の中身については、養護学校へ行っているのは地域の子供だから一緒にという、実は、昨日ですか、吉崎小学校の校下地区との合同運動会に行きまして、吉崎地区から養護学校へ通っておられるお子さんが車椅子と一緒に参加をその校下の運動会ということで参加をされておるのを、また、養護学校の先生が付き添っていただいて参加している姿も私、拝見しております。これが、今後自然な姿になるのかなというふうに私自身認識しております。

また、それに伴うトイレの洋式化については、この前の学校耐震補強を含めて、積極的に子供たちのトイレの洋式を図っておりますので、今後ともこれからの課題であります。どんどん整備しなければならないといふふうに思っております。

家庭生活と避難所が余りにも条件がかけ離れてるなというふうなご指摘でございますが、これはまた、教育委員会自体だけでなく、あわら市として、避難所にどういう機能を備えるのかということも検討課題だと思っております。

以上でよろしいでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 13番、牧田孝男君。

13番(牧田孝男君) はい、よくわかりました。

この定員のことなんですけど、例えば、僕らが子供のころというたら、五十何人いたと思うんです。団塊の世代だから一番多いんですけど。あの時代というのは、自分らが小学生のときに中学生と一緒に遊ぶとか、学校へ帰るとかばん放り出して野外で遊ぶとかいう、縦割りの野外授業を受けていたような気がするんですけど、

そういうものがベースになっていたから、今振り返ってみると何となくうまくいっていたんじゃないかなというふうに思います。しかしながら、今はもう、そういう地域力、地域のおじさんというのは今いないし、あるいは、家では、お父さんもお母さんもだんだん社会へ進出するようになって、そういうことも影響していると思うし、あるいは、テレビとかファミコンとか、そういうのが普及してきたということで、そういう地域での異年齢集団との触れ合いというものがなくなってきた。なくなってくると、今度学校の方というのは、基本的に学校の先生というのは、横並びの目線で子供たちを見なければならぬというような、そういうような負荷が非常に増えているし、また、今教育長が言うたようなもろもろのことが加算されて、少人数じゃなければやっていけない、少人数学級が理想であるというような、そういうようなものが、例えば福井県の福井元気っ子・新笑顔プランですか、そういうものにつながっていくだろうと思います。

要するに、社会の流れからそうなってきたわけであって、そういう意味でも、さっき僕が申しましたように、家庭生活というものと、それから学校生活というものが乖離していると何か変なことになっていくなという懸念を持っております。

教育委員会には、子は宝であると、国の宝である、市の宝であるということを念頭に置きながら、今後も頑張っていたきたいというふうに思います。

回答は要りません。これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

---

山川知一郎君

議長（向山信博君） 続きまして、通告順に従い、8番、山川知一郎君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 8番、山川知一郎君。

8番（山川知一郎君） 日本共産党の山川知一郎でございます。3点について、質問させていただきたいと思います。

第1の問題は、生活保護の問題でございます。

ここ数年、非常に経済状況が悪化をしております。今年3月には生活保護受給者が全国で200万人を超えたと言われております。このように生活保護受給者が増加した原因は、第1には、貧困率16%にまで達している。失業率は4.6%。まさに、貧困がどんどんひどくなっているということがあります。

二つ目には、最低賃金の全国平均が1時間当たり730円と極めて低額で、9都道府県では生活保護基準以下という状況でありまして、働いても生活できない、いわゆるワーキングプアが増大していることがあります。

さらに、三つ目には、失業を支えるべき雇用保険の失業給付が失業者の約2割しかカバーしていないという現状もあります。

この状態を根本的に打開するためには、雇用対策の強化と、最低賃金を全国一律に1時間1,000円以上に引き上げる、さらに、社会保険を拡充することが必要で

あります。

ところが、民主党政権は、今年4月から専ら財政的観点から生活保護基準の引き下げ、また生活保護期間を、期限を決める有期制を導入する。また、生活保護受給者の医療扶助を削減するための医療費一部自己負担の導入など、「見直し」を進めております。5月からは、一部の自治体との間で非公開、密室での協議を進めていると報道されております。このような見直しが実行されることになれば、最低賃金や年金の引き下げに連動し、際限のないマイナス・スパイラルに陥り、貧困問題がますます深刻化することは必至であります。

全国的なこういう状況を踏まえて、あわら市における生活保護の実態はどうなっているのでしょうか。10年前、10年前は合併前ですので、合併時からでも結構ですが、それから5年前からの毎年の推移を伺いたいと思います。5年前からは、新規受給者、さらに、一方での支給停止、打ち切りもどうなっているかお示しをいただきたいと思います。また、生活保護に伴う市の財政的な負担はどうなっているのでしょうか。

憲法25条が、すべての国民に健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障しております。現在の保護基準は健康で文化的な最低限度の生活を営むにふさわしいものと言えるのでしょうか。また、生活保護制度はどうあるべきかと今回の見直しについて、市長はどのように考えるか見解を伺いたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市民福祉部長、徳丸敏郎君。

市民福祉部長(徳丸敏郎君) それでは、山川議員のご質問にお答えいたします。

あわら市の生活保護の状況につきましては、合併時の平成16年には57世帯60人でしたが、5年前の平成18年は66世帯71人、平成19年は71世帯79人、平成20年は85世帯99人、平成21年は97世帯121人、平成22年は90世帯114人、そして、本年9月1日現在では99世帯120人と大幅に増加をいたしております。特に、平成19年後半から平成21年にかけて増加が著しく、今後も雇用環境の悪化や高齢化によりさらに増えていくものと予想をしております。

なお、平成22年度の生活保護費は、決算額で2億3,000万円、このうち市の負担額は5,500万円になっております。

一方、平成16年以降、この8年余りの間で、生活保護廃止となった世帯は合計91世帯118人で、その主な理由は、就業、それから年金受給などの収入の増加によるものが28世帯、老人介護施設に入所するものが12人、死亡35人、転出16世帯などとなっております。

次に、生活保護制度につきましては、憲法第25条に規定する理念に基づき、国は生活に困窮するすべての人に対し、その困窮に応じ必要な保護を行い、その最低限の生活を保障するとともに、自立を助長するものとしております。

保護の内容及び支給基準につきましては、要保護者の年齢、性別、健康状態など個

人や世帯の生活状況を十分考慮するほか、地域独自の生活様式や物価水準等を勘案して定める級地区分表により決められ、衣食などの生活扶助、家賃、地代などの住宅扶助、あるいは医療扶助など八つの扶助の中から、被保護世帯が必要としている扶助が行われており、憲法に規定する健康で文化的な最低限の生活は保障されているものと考えております。

次に、国が進めている生活扶助基準の見直しについて申し上げます。

報道等によりますと、厚生労働省は、地方自治体の代表者と生活保護法の改正に向けた協議の場を設置し、働く能力のある受給者への就労支援の強化を柱に、医療扶助や住宅扶助の適正化、生活保護費の適正支給の確保などの検討を進めております。

見直しの柱である自立・就労支援の強化は、本年4月時点で、全国の生活保護受給世帯は146万世帯、200万人を超えるほか、特に、現役世代を含む被保護世帯の急増が背景にあります。本来、働くことができる人は、まず、自立支援の対応がなされるべきであります。そのため、実効性のある制度的仕組みの確立が喫緊の課題と考えております。

なお、医療扶助や住宅扶助など保護基準の適正化につきましては、医療費の一部負担についての論議が行われているようですが、具体的な情報は把握していない状況にあり、ここでの答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、本制度は生活困窮者にとって最後のセーフティネットでありますので、不正受給には十分チェック機能を働かせるとともに、適正な保護行政に努めて参りたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) あわら市にも大変な状況になっているということがよくわかりましたが、ちょっとあわら市の現状について伺いたしたいと思います。現役世代に対して自立就労支援が必要だと、それはおっしゃるとおりだと思いますが、現在の受給者の中で、そういう現役世代というか、年齢構成というのはどういうふうになっているか、わかたらお願いをしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市民福祉部長、徳丸敏郎君。

市民福祉部長(徳丸敏郎君) お答えいたします。

平成23年度4月1日現在でございますけども、被保護世帯102世帯のうち、高齢世帯が58世帯、56.8%になるかと思います。それから、傷病・障害世帯が31世帯30.4%、それから、母子世帯が7世帯の6.8%です。それから、その他の世帯6世帯ございますが、この世帯が現役世代も含めた世帯でございます、比率としては6%ほどと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番（山川知一郎君） あわら市の現状を見ますと、いわゆる働けるのに働かずに生活保護を受けているという人は6%程度にしかすぎないということで、あとは、実際的には生活保護がなければもう生きていられないという状況だと思います。そういう中で、先ほども言いましたが、今、国は一層生活保護基準を切り下げるという動きを強めております。医療費助成については、受診をするときに、受給者に対して一部負担を課そうと、そういう制度にするというふうに伝えられております。これはどう考えても、ただでさえ生活保護費は最低限度の生活を営むのに最低限ぎりぎりの線で支給されていると思いますが、そういう人に医者にかかるときには一部自己負担しなさいよということでは、これはもう生活ができないということになると思います。結局、国のねらいはそういう制度を導入して、多少体の具合が悪くなくても医者に行かないようにさせるということにねらいがあるというふうに思います。結果は、私は病気がますます重症化して、かえってどうにもならなくなって医者にかかる、かえって負担が増えるということになるのではないかとこのように思っておりますが、まず、この点については、こういう一部負担を導入することについて、見解があれば伺いたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市民福祉部長、徳丸敏郎君。

市民福祉部長（徳丸敏郎君） 現在、被保護者の方の医療扶助につきましては、一応制度としては、生活保護を受けるのが決定しますと、国民健康保険から脱退することになります。そして、実質的には病院にかかるときは、基本的には現物支給という形で別途保護費の中にかかった費用を支払うという形をとっていると。そういうことで、自己負担が全くないということで、それが医療費を増加させるんだろうという見解があるんだろうと思います。

もちろん、今回見直しの検討となっています自己負担、これがどの程度のものなのか、例えば、初診だけの自己負担なのか、あるいは、当然収入のない方のございますので、そんな負担はできるはずもないわけでございまして、その辺がちょっと我々としても、どのような論議になっているかというのが実質的にはわからないというような状況でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 8番、山川知一郎君。

8番（山川知一郎君） あわら市は県内の自治体でも特に生活保護受給者が多いというふうに言われております。現状からすれば、働きたくても働けない、高齢化とか、母子世帯とか、傷病で生活保護を受けているという人がほとんどですから、やむを得ないかなというふうにも思いますが、最初に言いましたように、こういう生活保護が増える原因は、貧困がますますひどくなっているということと、社会保険制度など、社会保障が極めて不十分だということにあると思います。特に、この生活保護受給者、あわら市においては、旧芦原町在住者が圧倒的に多数だというふうに伺っておりますが、私は、いろいろ問題はありますけれども、特に旅館などで働い

ている方々の労働条件、ここにも非常に大きな原因があるんじゃないかなと。正規雇用が余りきちんとされていない。社会保険に入っている人も少ない。結局、高齢化して働けなくなると、生活保護に頼らざるを得ないという状況があると思います。そういう点では、旅館業だけではありませんけれども、きちんとした正規雇用を増やす、それから最低賃金を保障する、そして社会保険にきちんと入っていただくということをやっぴり進めないと、これはいつまでたっても改善できないんじゃないかなというふうに思っておりますが、この点についてどう考えるか、見解を伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市民福祉部長、徳丸敏郎君。

市民福祉部長(徳丸敏郎君) ただいまの議員のご質問でございますが、そのとおりでございます、やはり一番肝心なといいますか、一番最初は、やはり経済の活性化と、最近経済が低迷しているということも大きな原因でございます、それが非正規雇用、あるいは企業側の方がアルバイト、あるいはパートタイマーを利用するという形でやっているというのも一つ大きな原因だろうと思います。

いずれにしても、ちょっと震災を受けた方にはこんな言葉言っているかわかりませんが、やはり、復興を経済活性化に是非つなげていただくような施策をとっていただけないかなというのも一つございます。

それと、もう一つは、個別的に言いますと、やはり若年層と中高年が非常に多いということもございます。なかなか、企業側としても、地域的、あるいは年齢的な面もございますが、スキルといいますか、能力的にやっぱり企業が求めるものとのギャップがあるということもございますので、やはりきめ細かな就労支援対策、そういうものをきちっと制度的に決めていただくというのも一つ大きな狙いかなと思います。

それと、やはり、あわら市の保護者の方を見ますと、やはり年金に加入していない、あるいは部分的、もう全く基準に達しないと言うんですか、そういう方が非常に多いと。これは個別の業種どうのこうのと言うつもりじゃないんですけども、そういう方が非常に多くて、そういう方がほとんど働けなくなり、生活保護に回っているというふうな現状でございます。そういうことも含めて、年金制度自体もやはり、見直しをしないとなかなかこの悪循環というのは直らんかなと考えております。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) そういう社会保険への加入とか、年金への加入とか、それから正規雇用を増やすとか、そういうことについて市としては具体的にいろいろ指導とか、そういうものはされているんでしょうか。ちょっとこの点も伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市民福祉部長、徳丸敏郎君。

市民福祉部長(徳丸敏郎君) 市民福祉部としましては、今、2人ケースワーカーとして職員がおります。2人がそれぞれ分担しながら、それぞれの相談をしながら、あるいは、職がない方につきましてもいろいろ相談に乗って活動していると。そういう形で、今、うちの部としましては、そういう相談機能しか今やれてないというのが現状です。あとは、ハローワーク等を活用するように指導したり、あるいは、こちらから連絡をとる場合もございますけども、そういう形で、個々の一人一人の実際の方の就労支援という形はうちの部でやっている。ただ、全体的な雇用対策になるとちょっとうちの課ではございませんので、差し控えさせていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 今の話は、結局、働いている人たちのいろいろ相談活動をやっているということですが、私は雇用している側に対してこういう労働条件の改善とか、社会保険への加入とか、そういうことをもっと強力にやるべきではないかなというふうに思います。この点について、市長、何かお考えありましたらお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 確かに、明確にちょっと記憶してないんですけども、何年か前には担当課の方から企業の方に対して、事業所の方に対してきちっとした制度に加入してもらうように何かそういう指導をしていたことも記憶しております。雇う側と雇われる側が利害が一致した場合に、どうしても正規に入ってこないというようなことがどうも今まではあったように記憶しております。今後こういう面については、鋭意、きちっとそういうふうに指導して参りたいと思います。

あと、生活保護につきましては先ほど部長も答弁いたしました。あわら市が合併してでき上がった平成16年には60人であったのが、今年は120人、倍増しております。数が増えているということと、もう一つその中で今ほどもそのご指摘ありましたが、そのうちの医療費の伸びが非常に大きいと。この辺がやはり大きな制度上の問題なのかなというふうに思います。それに対して今、国がどのような制度設計をしているのか、公式にはまだ伺っておりませんので、コメントは差し控えたいと思いますが、いずれにいたしましても、制度的にかなりの改善を加えていただかなければ、なかなか制度自体がもたなくなってくるのではないかなというように感じを持っております。

これは、制度の仕組みだとか、実際運用して感じてしまうのは、以前にも申し上げたかもしれませんが、この生活保護の制度と国民健康保険、国保の制度につきましては、これはもう国民のセーフティネットの分野でありますし、これを地方自治体に任せるというのでは、私は難しいのではないかなというふうな印象を持ってお

ります。これはもう、国においてやるべき事業ではないかなという印象を持っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 是非、市内の雇用状況について、最低賃金とか、労働時間とか、それから社会保険への加入状況とかというのをやっぱりきちっとつかんで、そういう失業をしたとか、働きたいのに働けないという人たちの相談に乗ることも必要ですが、雇用主に対しても適時やっぱり必要な指導、助言を是非していただきたいなというふうに思います。

それと、今、市長言われましたように、私も大体生活保護制度、国民健康保険制度、介護保険制度、これは全部国がつくった制度です。こういうものに国が制度だけつくっておきながら、地方自治体に財政的な負担を求めるというのは、本来おかしいというふうに思います。そういう点では、やっぱり、この見直しは、国が本当に全責任を持ってやるような制度に是非すべきだというふうに考えております。

余り時間ありませんので、ちょっとその点についての回答は結構ですが、具体的な一つの問題としまして、生活保護受給者が税金を滞納しているというケースが時々あります。こういう人に対して、生活保護を受給するようになってから滞納分をその保護費の中から払いなさいという指導をしていて、受給者から時々苦情を聞いております。私は、生活保護費というのは、最低限度の生活を維持するためにぎりぎりの金額だというふうに思いますが、そういう中からさらに節約をして税金の滞納を払いなさいというのは、この憲法25条の健康で文化的な最低限度の生活を保障するというよりも、納税の義務を優先させるということになって、これは生存権を侵害するというふうに思います。

今、全国的にこれも大きな問題になっておりまして、大分県の豊後高田市では、昨年11月から保護を受けた男性に対して国保税16万円滞納分を徴収をいたしました。今年3月に市長はこれは誤りであったということ認めて、謝罪をし、16万円を全額返金をしたということが報じられております。私は、国税徴収法153条も最低限度の生活を侵害するような滞納処分とかそういうものはできないというふうになっておりますので、是非、あわら市は強制ではないというふうに言っておりますけど、どう見たって生活保護を受けている人に滞納分を支払わせるというのは最低限度の生活を送れないことになるというふうに思いますので、この点については是非改善をしていただきたいなというふうに思いますが、見解を伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市民福祉部長、徳丸敏郎君。

市民福祉部長(徳丸敏郎君) 保護費からの税金滞納分の徴収についてでございますが、基本的に被保護者が抱える税金の滞納分につきましては、生活保護法の規定による保護を受ける前に発生した税金でありまして、税法では減免する規定の対象に

はなっておりません。したがって、その滞納税金は、基本的に納めていただくのが原則という形になっております。あわら市におきましては、議員ご指摘のとおり、一部で本人の承諾を得て納めていただいているという事例もございますが、しかし、多くの場合、生活が困窮しているということでございますので、滞納処分の執行停止をかけるなどしてありまして、被保護者の生活を圧迫することのないように配慮をしているということでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 了解を得てといいますけれども、実際受給者にすれば、払わなければ生活保護を切られるのでないとか、いろんなやっぱり非常に弱い立場にありますので、そこは私は非常に問題だなと。市は、例えば、生活保護受給者が借金を抱えていると、こういう人に対しては、生活保護を受けている間に借金返済はだめですよ。生活保護を借金返済に回すことはだめだということは強力に指導をしています。ところが、市の滞納分についてはできれば払いなさいと。これはどう考えても私はおかしいなというふうに思います。この点について、ちょっと市長の見解を伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 今ほど部長も申し上げましたように、基本的に生活保護の被保護者になれば、課税は発生しないのが一般的でありますので、被保護者になる前の滞納に対しての課税徴収ということであると思います。実際のその中身については、今ほど部長が答弁したとおりでありますので、実際の運用上、被保護者の方が生活ができなくなるというようなことは起こり得ないのではないかとというように私は認識をいたしております。

今ほど、被保護者の方、生活保護を受けておられる方が一般の借金に保護費を回してはいけないと言っているながら、税金の滞納についてはそういう立場をとるということはいかなるものかというご指摘でございましたけれども、やはり立場上、課税をすることはやっぱりしなければいけないと思います。実際徴収するかしないかは、先ほども申し上げたような状況であります。

あと、民間の個人の債権の問題と、税金等の公的なものとは、これは私は一線を画すべきだというふうに思います。これは、生活保護を受けておられない一般の滞納者に対しても同じだと私は思っております。やはり、税金を優先させていくというのが、行政としては当然のとるべき態度ではないかというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 今のは、ちょっと私は非常に問題だと思っておりますが、もちろん、その滞納は生活保護を受ける前に発生したのですが、いろんな事情でとにかく生活保護を受けなければ生活できないと。こういう人に対して、それは生活保護を受

けて、一定期間受けてからまた自立ができて、経済的にも生活保護を受けなくても生活できるというふうになったときに、滞納分を払いなさいよという、これは問題ないと思いますけども。生活保護というのは、もう実際に生活保護以外には何の生活の手段がないと。それに対して最低限ぎりぎりの支給をしているわけですから。それを削って保護を受ける前の滞納を払いなさいというのは私は最低限の生活を保障した憲法に違反するというふうに思います。先ほど言いましたように、実際、全国的にはこれは違法であるということで返金しているという事例もあるわけですから、そこは是非十分考えていただきたいなと思います。

これで一つ目の問題終わりますが、議長、いかがでしょうか。

議長（向山信博君） 山川知一郎君の一般質問が続いておりますけれども、時間の関係上、暫時休憩したいと思います。再開は13時ちょうどというふうにしたいと思います。

（午前11時54分）

---

議長（向山信博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（向山信博君） 通告順に従い、8番、山川知一郎君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 8番、山川知一郎君。

8番（山川知一郎君） それでは、二つ目の問題について質問をさせていただきます。

先ほど、吉田議員も質問されましたが、来年度からの公共交通について、吉田議員と重ならないように、幾つかお伺いをしたいと思いますが、概要は先ほどお聞きしましたので、具体的な問題について、一つは名称ですが、今はコミュニティバスと言っていますが、バスというのとタクシーというのでは全然イメージががらっと変わると思うんですが、この名称の問題についてはどういうふうに考えておられるのかということと、それから、先ほど運行時間は午前8時から午後5時までということでしたが、午前8時はいいかなと思いますが、午後5時というのはちょっと早いのではないかと、何とか6時か7時ごろまで運行できないかなというふうに思います。その点がいかがかと。

それから、料金ですが、タクシーの料金とか、それから、今のコミュニティバスの料金とか、いろいろ勘案してということでしたが、大体利用者は高齢者、それから子供、そういういわゆる交通弱者になると思うんですが、もう少し何とか低く、安くできないかなというふうに思います。

それから、この利用者は、ここはちょっとわからない、だれでも利用できる一応何か登録をした人だけが利用するというようなお話やったと思うんですが、ちょっと利用するには、具体的にどういうふうにしてするのかというのがよくわからなかったんで、その点について伺いたいということと。

それから、コミュニティバスのおきにも言いましたが、私の住んでいる地元は、

どちらかという、金津よりも丸岡へ、いろいろ買い物でも何でも丸岡へ行く人が多いわけですが、丸岡へ行く場合、それから西の方ですと三国へ行く場合、これが今度のやつではどういうふうになるのか、その点について一つお願いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市民福祉部理事、岡崎新右工門君。

市民福祉部理事(岡崎新右工門君) お答えいたします。

運行方式については、利用者の予約、需要に応じて運行するデマンド交通方式に変わります。

事業者については、道路運送法第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の許可業者の中から市が選定を行うこととなります。

また、運行時間帯については、午前8時から午後5時までとし、利用料金体系については、既存の路線バス等の料金体系を考慮するとともに、乗合率の向上を図るため、一人乗車の場合と、複数人乗車の場合とを区分して設定しております。

事業費については、デマンド交通に係る行政コストの縮減を図る上では、乗合率の向上等が大きなポイントとなってくるため、今後の制度設計の中で、さらに検討を加えていきたいと考えております。

スクールバスとの関係については、コミュニティバスの小中学生利用者はスクールバスへ移行することとなります。

また、名称については、現在のところ、特に愛称等の設定は考えておりませんが、今後、あわら市地域公共交通会議において検討していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、先ほどの吉田議員のご質問へのご回答とも重複いたしますが、乗車時間の短縮やダイヤ運行の解消等によるサービス水準の向上等を図り、市民の皆様が親しまれる公共交通システムを構築していきたいと考えております。

次に、市民への説明、意見聴取等についてですが、今回の見直しに当たっては、議員ご指摘のとおり、市民の皆様から幅広くご意見をお聞きすることが何よりも重要なことと認識し、昨年12月から1月にかけては現行のコミュニティバスの乗降調査を、また、本年3月にはアンケート調査を行っております。

このアンケート調査については、地区の老人会総会等の機会を利用して、職員が直接出向き、本調査の趣旨を説明した上で実施したものです。65歳以上の高齢者を中心に445人の方からご回答をいただいております。主なご意見としては、ルートや便数に関する事、バス停に関する事、運行地区に関する事等が多数挙げられております。

市といたしましては、このようなご意見を踏まえ、あわら市地域公共交通会議において、各関係機関との意見の集約を図ってきたところであります。

今後とも議会のご意見等をいただきながら、この秋には各地区に本制度の概要を説明し、あわせて停留所の場所の協議等を進めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（向山信博君） 8番、山川知一郎君。

8番（山川知一郎君） ちょっとかみ合わないところもありましたけど、名称は是非、私はみんなから公募をすとか、そういうことも含めて、みんなにぱっとイメージできるような名称を是非つけていただきたいなというふうに思います。

議長（向山信博君） ちょっとお待ちください。

議長（向山信博君） 局長。

事務局長（田崎正實君） 申しわけありません。残り6分20秒のところで、私リセットを押してしまいましたので、今から6分20秒カウントさせていただきます。よろしくをお願いします。

議長（向山信博君） 8番、山川知一郎君。

8番（山川知一郎君） 時間ありませんので、さっきちょっと質問しましたが、具体的に利用したいという場合には、何か登録をすとか、何とかと、だれでも1時間前から2時間前にここへ来てお願いしますって電話すれば、だれでも利用できるのか、事前に利用者は登録か何かしとかなあかんのかということと、それから、丸岡やら三国へ行きたいというのはどうなるのかということです。その点お願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市民福祉部理事、岡崎新右工門君。

市民福祉部理事（岡崎新右工門君） お答えいたします。

先ほどは申しわけございません。

利用者等につきましては、制限なしということでございますが、利用登録をしていただいて、登録制チケット方式によって今回考えております。制限なしというのは、公共交通でございますので、そういう形でやらせていただく。ただ、あわら市の場合には、先ほどもご説明しましたが、いろんな条件がございますので、利用者の登録を図り、チケット方式で監査なんかのチェックをしながら実施していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

それから、先ほど後山等に関しましては、丸岡等の利用が多いということでございます。これにつきましては、広域連携の推進というような形で、旧の京福バス芦原温泉沿線集落、上野、櫛、鎌谷、清滝、後山、東山に対するデマンド区域の広域化ということで、京福バス丸岡ターミナルまでの一乗車を考えています。

以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 8番、山川知一郎君。

8番（山川知一郎君） 三国の方はどうなるんですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市民福祉部理事、岡崎新右工門君。

市民福祉部理事（岡崎新右工門君） はい、お答えいたします。

三国方面につきましては、原則、あわら市内ということでございますが、今、広域連携の推進につきましては、先の議会の全協、それから委員会でもご説明しまし

たが、これについては今検討中と。ただ、今、公共交通の9月2日の会議では、一応この回遊案が通っておりますのでよろしく願います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) このあわら市の西の方の方は例えば、三国のイーザへ行きたいとかというの、それから三国病院へ行くとかという方もたくさんおられるようですので、そこは是非考えていただきたいなというふうに思います。

それから、今後、もう大体来年3月まで半年ぐらいですが、住民説明会を是非十分にやっていただきたいなと。多分、具体的にいろいろ説明をしていくとたくさん意見が出てくると思うんです。今までいろんなことで住民説明会ってやっていますが、とにかく一方的にもうこうやって決まりましたと、ただ決まったことを説明するというのではなくて、さまざまな意見をよく聞いて、そしてさらに改善できるところは改善するということが是非必要だと思いますので、そうなるかと半年ぐらいですから余り時間はないと思うのですが、その住民説明会について、どういうふうに考えておられるかちょっと伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市民福祉部理事、岡崎新右工門君。

市民福祉部理事(岡崎新右工門君) はい、お答えいたします。

住民説明会につきましては、今回、9月2日の公共交通会議で骨子が一応決まりましたので、秋に向けて住民説明を区長さん、商工会等々実施をしていきたいと思っております。

また、今、議員さんご質問あった住民の方のご意見を取り入れていくということにつきましては、今後検討していきたいと思っておりますので、よろしく願います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 今のですと、何か区長さんたちに説明をするようなお話でしたけど、是非、一般のだれでも参加できるような形の説明会も是非やっていただきたいなということをお願いをしておきたいと思います。

これで二つ目の問題については終わりました、三つ目の鳥獣害対策について伺いたいと思います。

近年、イノシシによる被害は増加の一途をたどっていますが、この5年間の実態、被害額、捕獲数、市の鳥獣害対策に対する対策費の財政的な負担、こういうものはどうなっているかお示しをいただきたいと思います。

今までも何度か申し上げておりますが、被害を減らすためには、生息数を減らすこと、そのためには捕獲を強化することが必要だというふうに考えます。現状は、捕獲と捕獲したイノシシの処分や解体・加工・販売に対する助成は極めて不十分と言わざるを得ないというふうに思っております。

また、今は、とにかくイノシシが農地に出てこないようにということで、固定柵

とか、電気柵とかいろいろやっておりますが、この固定柵にもいろいろ調べてみますと、強度とか、材質とか、いろんなものがありまして、本当にどれがふさわしいのかというのは何かよくわからない点があります。

県は、金網ではなくて、ネット柵を推奨をしておりますが、せっかく大きなお金をかけて柵をつくっても余り効果がないとか、四、五年でいろいろ破られたりということでは困りますので、これらについても行政の側から適切な指導、助言等が必要だというふうに思います。これは、県が是非、私は中心的にやるべきだと思いますが、こういうことについて、今後是非、指導援助を強化していただきたいというふうに思います。

それから、固定柵を設置しましても、今までやったところを聞きますと、実際には、維持管理に非常に金がかかると。金網だからほっといたって何でもないと、そう簡単ではないようで、金網の柵にしても、イノシシは下を掘って出入りするとか、いろんなことが言われております。こういう維持管理について、多大な費用、労力がかかりますが、これに対しては現状はほとんど助成はありません。こういうことについての国、県に対して助成を求めるとともに、市独自でも助成をすべきだというふうに考えますが、この点についての見解を伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 経済産業部長、北浦博憲君。

経済産業部長(北浦博憲君) お答えいたします。

ご承知のとおり、イノシシによる農地や農作物の被害は、劔岳、坪江地区はもとより、伊井地区や細呂木地区など、その周辺地域にも広がりを見せております。

農地へのイノシシの侵入を防止するための対策といたしましては、金津東部地区鳥獣害対策協議会において、平成18年度までに電気柵42.1kmを、20年度からは金網固定柵15.7kmが整備され、計画最終年度となる本年度には、未整備となっていた東山区、後山区、柵区を含む11.2kmが整備されることとなっております。

これらの整備に対する補助額は、電気柵に県費331万1,000円、市費225万3,000円、金網固定柵には国費4,541万1,000円、市費2,438万6,000円で、市補助金の合計額は2,663万9,000円となっております。

一方、イノシシの捕獲数は、平成18年度45頭、19年度41頭、20年度50頭、21年度に144頭、22年度には140頭となっております。

また、水稻や大豆、ソバ等の被害額は、平成18年度270万円、19年度500万円、20年度380万円、21年度660万円、22年度には610万円となっており、金網固定柵の整備が進められているにもかかわらず、被害額、捕獲数とも減少に転じない状況となっております。

議員ご指摘のとおり、イノシシに対する抜本的な対策といたしましては、捕獲による個体数管理の強化が重要と考えますが、本市では、農家の高齢化や兼業化により、日常的な捕獲檻の見回りや捕獲したイノシシの埋設などへの対応が、年々困難な状況となりつつあります。

さて、防護柵の効果や資材の強度、維持管理に対する指導、助言についてのご質問ですが、現在、市内で整備が行われている金網固定柵につきましては、電気柵に比べて維持管理が軽減されること、年間を通してイノシシの侵入防止効果が高いこと、また、イノシシの衝突にも十分に耐えられる強度を有することなどの長所を有することから、金津東部地区鳥獣害対策協議会が導入を決定したものであります。

同時に、市への財政支援要請を受け、原則20%という高率の上乗せ補助を設け、積極的に支援してきたところであります。その背景には、電気柵の維持管理に対するご苦労と、それに反する防御効果の低下があったものと理解しておりますが、整備を終えた集落の協議会役員からは、費用対効果は十分満足できるものであったと伺っております。

しかしながら、金網固定柵であっても維持管理から解放されるものではなく、その周辺の下草刈りは、イノシシを引き寄せないためにも不可欠であり、柵の倒壊や破損を防止する効果もあるとのことであります。

次に、市独自の助成をすべきとのことですが、今回、被害集落の経済的負担を軽減するため、県内初の取り組みとして、捕獲用のエサ経費や埋設処分に要する人件費、重機借上料に対して助成するイノシシ捕獲促進事業補助金を創設し、本定例会に提案した補正予算において65万7,000円を計上いたしております。

また、県に対しましては、鳥獣害対策への支援拡大とあわせて、捕殺された個体を処分するための広域的な焼却施設を整備するよう、強く働きかけているところであります。

なお、解体、加工などの施設整備に対する助成制度が不十分とのご指摘ですが、国の鳥獣被害防止総合対策交付金において、補助率2分の1の助成制度が設けられております。

いずれにいたしましても、鳥獣害から農作物を守るためには、地元の皆様が主体となって、イノシシなどの有害鳥獣に敢然と立ち向かう気構えと取り組みが、何よりも重要であると考えております。

このことから、今後は、地元集落が主体となった積極的な捕獲体制の強化を促すとともに、国、県はもとより、隣接自治体や関係機関、猟友会との連携をさらに強化し、被害の減少に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（向山信博君） 質問者の持ち時間はあと1分6秒でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 8番、山川知一郎君。

8番（山川知一郎君） ちょっと現状、捕獲した場合に埋設とか、そういうことでの補助というのはどうなっているかということと、生息数を減らすために、まず生息の実態、どれくらい住んでいるかということをきちっと調べて、そして、その捕獲

目標を年間にどれくらい捕獲するとかという、そういう計画を立ててやらないと、いつまでたってもどんどん増える一方で、と思うんですが、その点についてどうなっているかちょっと伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 経済産業部長、北浦博憲君。

経済産業部長(北浦博憲君) まず1点目の現在のそういった埋設処分に対する市の助成でございますが、現在、特にそういう助成制度はございません。ただ、いろいろな集落あるいは、鳥獣害協議会におきましては、中部山間地域の交付金がございますので、そういったものを活用されておられるというようなことも一部伺っております。

それから、イノシシの生態管理、生息数管理が非常に重要ということは、私どももそういう認識しております。ただ、イノシシは例えば、あわら市におりましても坂井市の山に行ったりとか、そういった、非常に一つの単独の市ではそういったふうな管理を行うのは非常に難しいというふうに考えておりまして、これも広域的なものでまた検討、そういうような意味のコスト管理といいますが、そういったものについても県の方へは要望しているというような状況でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 福井市などは、1頭捕まえると、たしか1万4,000円ぐらい、埋設とかで助成があると伺いましたが、是非、その点は今後、検討いただきたいなというふうに思います。

ちょっと、時間がありませんので、これで質問終わりたいと思います。

---

#### 杉本隆洋君

議長(向山信博君) 続きまして、通告順に従い、3番、杉本隆洋君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 3番、杉本隆洋君。

3番(杉本隆洋君) 3番、杉本、通告順に従いまして、一般質問をいたします。

ご承知のとおり、我があわら市は、山、川、湖などの豊かな緑と水に恵まれています。この恵まれた環境は郷土の人々が長い年月にわたって、守り育ててきたものでございます。

しかしながら、近年の我があわら市の現状を見てみますと、どうでしょうか。市内の河川や北潟湖の水質汚濁をはじめ、大気汚染、不法投棄による環境破壊など、環境汚染が深刻な問題となっております。

市長も公約として「若い世代が住んで生んで育てたくなるまちづくり」を掲げております。また、今年度も、H E E C E 構想事業を展開しているところでございますが、その一つである「住みたくなるまち」の一環としての環境につきましては、

非常に関心の高い部門であります。

環境への関心がますます高まる中、市では、環境基本計画に基づき、あわら市エコ市民会議を去年の3月26日に設立しております。約1年半が経過しております。

そこで、現在のあわら市エコ市民会議の活動現状と将来の展望について、質問をしたいと思います。

まず1点目、あわら市エコ市民会議の役割について、市としてどのように考えているのか。

2点目、現在どのような活動を行っているのかお尋ねします。

3点目、その中で、燃えるごみの減量化、特に生ごみの減量化への取り組みが、あわら市エコ市民会議で行われています。モデル事業としまして、生ごみ処理機を市役所の敷地内に1台、あわら温泉旅館に1台、計2台を設置して取り組んでいます。あわら市全体の燃えるごみの排出量は年間約9,000トンであります。そのうち、生ごみの割合は約40%と他の市町と比べて非常に高くなっていると聞きます。

あわら市は言うまでもなく、県内でも有数の観光都市であります。その地域的な特色を踏まえ、他の市町に比べて生ごみの占める割合が高いのは十分に理解できるのですが、具体的に言いますと、市の年間のごみ処理費用は、清掃センターへの負担金を含め約4億8,000万円、そのうち約40%、生ごみ処理費用は約1億9,000万円と見込まれております。

エコ市民会議が行っているような生ごみ減量化に向けた取り組みも大切な視点であると考えております。

そこで、将来、市としてどのような形にしていきたいのか、今後の事業推進のため、どの程度の予算を考えているのか、答弁をお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市民福祉部理事、岡崎新右衛門君。

市民福祉部理事(岡崎新右衛門君) 杉本議員のご質問にお答えいたします。

まず、あわら市エコ市民会議の役割についてですが、ご承知のとおり、あわら市は北潟湖や刈安山をはじめ、緑豊かな自然に恵まれております。しかしながら、地球温暖化をはじめとする環境問題は、例外なく、このあわら市にも押し寄せており、その解決の糸口としては、市民一人ひとりの主体的な取り組みを着実に進めていくことが求められております。

このようなことから、昨年3月には、市民一人ひとりができるところから実践し、このあわら市の美しい自然環境を守り育てていこうと、あわら市エコ市民会議が設立されております。エコといいますと、どうしてもかた苦しく考えがちですが、エコ市民会議の活動を通じて、地球環境問題等を身近な問題としてとらえていただき、市民全体の環境意識の高揚や、環境関連団体のネットワーク化が図られるよう、市としてもともに手を携えていきたいと考えております。

次に、活動内容についてのご質問ですが、現在47人の会員が三つのワーキンググループに分かれて活動しており、まず、一つ目のエコファミリープランワーキン

ググループについては、家庭や事業所での節電意識の高揚等に取り組んでおり、本年度の目標としては、エコファミリープラン認定数500世帯、エコオフィスプラン認定数20事業所と設定しております。

次に、二つ目のグリーンカーテンワーキンググループについては、グリーンカーテンの推進による環境意識の高揚等に取り組んでおり、本年度の目標としては、一般家庭100世帯、事業所50社と設定しております。

三つ目の子供自然教室ワーキンググループについては、小学生を対象とした環境教育の推進に取り組んでおり、本年度の目標としては、北潟湖自然観察事業や山里のお宝発見事業の実施が挙げられております。いずれの活動においても、市民みずからが知恵を出し合い、各種関係団体とも連携の上、地域に根差した特色ある活動が大変活発に進められております。

これからのあわら市の環境保全活動の牽引役として、市民全体の環境意識の向上に寄与していただけるものと大いに期待を寄せております。

次に、生ごみ減量化についてのご質問ですが、議員ご指摘のとおり、あわら市はほかの自治体と比較した場合、その地域的な特性から、全体のごみ排出量に占める生ごみの割合は高いものと推計しております。

そこで、エコ市民会議においては、モデル事業として、あわら市役所と八木旅館に生ごみ処理機を設置し、生ごみ減量化に向けた試みを実践しております。この生ごみ処理機については、投入した生ごみは10分の1に圧縮され、すべて堆肥として再利用が可能なることから、生ごみ減量化とともに、資源のリサイクル化が図られるものと認識しております。しかしながら、その推進体制や設置場所の面から、この取り組みを全市的に拡大した場合の課題も浮上してきております。

市といたしましては、過去の関連施策等も勘案した上で、今後とも、生ごみ減量化に向けた取り組みを検討して参りたいと考えております。予算については、平成22年度から年額60万円の補助金を交付しており、今後とも支援を継続していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、このあわら市の美しい自然環境を次世代へと引き継いでいくことが、この時代に生きる我々に課せられた責務だと考えております。あわら市エコ市民会議をはじめとする関係団体との協働により、環境関連施策の充実に努めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 3番、杉本隆洋君。

3番(杉本隆洋君) ただいまの答弁で、大体、おおむねのことは理解できました。

私も、この問題、環境問題の解決に向けましては、やはり、市だけじゃなしに、市と市民が一体化となって取り組みが何よりも重要でないかなと思っております。その点については、共通認識といえますか、そういうものを持っております。

しかしながら、答弁は不要でございますが、若干の懸念も感じております。

まず、このような形での市民活動を推進していく上では、関係団体とのネットワ

ーク化が非常に大事になるんじゃないかと考えます。生ごみの減量化に向けた取り組みに対しましても各種団体、婦人会など、関係団体との連携が何よりも重要ではないかなと思っております。今後は、このエコ市民会議が中核となりまして、関係団体とのネットワーク化が図られるよう、市として、全面的なバックアップをお願いしたい。

次に、このような活動は、「継続は力なり」と申しますが、継続性が非常に重要だと思っております。そのためには、団体組織としての新陳代謝も欠かせないわけですが、現状を見ても、市内でのいろいろな活動の際には、主催者は代わっても頑張っている人はいつも同じメンバーだと、そういう光景が多々見受けられます。市としましても、組織の新陳代謝、活性化、それが図れるような仕掛けづくりを是非お願いしたいと思っております。

いずれにいたしましても、過去にもいろんな政策分野で市民と一体となった取り組みが掲げられてきたんですが、残念ながら中には一過性で終わったものもあったように感じております。今ほどの答弁の中には、ともに手を携えていこうという力強い言葉もございましたので、最近では全国的に環境型観光都市というのが、目指して、そういう動きが活発化しております。是非あわら市もそういう方面でそれを売りに出してまたアピールしていけばいいかなとも思っております。

とりあえず、緑豊かなこのあわら市がそのさきがけとなれるよう、市と市民が一体となって政策展開を続けていくよう求めまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

---

#### 散会の宣言

議長（向山信博君） 以上で一般質問を終結いたします。

本日の日程は、すべて終了いたしました。

明日から21日までは休会とし、休会中に付託されました案件について、それぞれ常任委員会の審査をお願いいたします。

本会議は、9月22日、再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後1時37分）

---

地方自治法第 1 2 3 条の規定により署名する

平成 2 3 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

## 第55回あわら市議会定例会議事日程

第 3 日

平成23年9月22日(木)

午後1時30分開議

### 1. 開議の宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第63号 平成23年度あわら市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 3 議案第64号 平成23年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 4 議案第65号 平成23年度あわら市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 5 議案第66号 平成23年度あわら市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第 6 議案第67号 あわら市暴力団排除条例の制定について
- 日程第 7 議案第68号 あわら温泉湯のまち広場条例の制定について
- 日程第 8 議案第69号 あわら市防犯隊設置条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第70号 あわら市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第71号 あわら市小中学校施設の利用に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第72号 字の区域及び名称の変更について
- 日程第12 発議第 3号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第13 発議第 4号 安心・安全な地域社会づくりと農業の発展に向けた意見書
- 日程第14 常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第15 議員派遣の件

### 1 閉議の宣告

1 市長閉会あいさつ

1 議長閉会あいさつ

1 閉会の宣告

---

出席議員（18名）

1番	吉田太一	2番	森之嗣
3番	杉本隆洋	4番	山田重喜
5番	三上薫	6番	八木秀雄
7番	笹原幸信	8番	山川知一郎
9番	北島登	10番	向山信博
11番	坪田正武	12番	丸谷浩二
13番	牧田孝男	14番	卯目ひろみ
15番	宮崎修	16番	山川豊
17番	東川継央	18番	杉田剛

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条により出席した者

市長	橋本達也	副市長	北島善雄
教育長	寺井靖高	総務部長	田中利幸
財政部長	小坂康夫	市民福祉部長	徳丸敏郎
経済産業部長	北浦博憲	土木部長	木下勇二
教育部長	辻博信	会計管理者	高橋瑞峰
市民福祉部理事	岡崎新右衛門	土木部理事	松浦好孝
芦原温泉上水道財産区管理者	竹内正文		

---

事務局職員出席者

事務局長	田崎正實	参事	山口徹
主査	宮川豊一		

---

### 開議の宣告

議長（向山信博君） これより、本日の会議を開きます。

議長（向山信博君） 本日の出席議員数は、18名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長（向山信博君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

（午後1時30分）

---

### 会議録署名議員の指名

議長（向山信博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、18番、杉田 剛君、1番、吉田太一君の両名を指名します。

---

### 議案第63号から議案第72号の委員長報告・質疑・討論・採決

議長（向山信博君） 日程第2から日程第11までを、会議規則第35条の規定により、一括議題とします。

これらの議案については、各常任委員会に付託し、審査願っておりますので、各常任委員長より、その審査結果の報告を求めます。

議長（向山信博君） まず、総務文教常任委員長より報告願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 総務文教常任委員長、三上 薫君。

5番（三上 薫君） 総務文教常任委員会審査の報告を申し上げます。

当委員会は、去る9月13日、14日の2日間にわたりまして、市長、副市長、教育長及び担当部課長等の出席を求め、当委員会に付託されました議案第63号、平成23年度あわら市一般会計補正予算（第2号）（所管事項）をはじめ、5議案について慎重に審査いたしました。

審査の結果、議案5件については、いずれも所要の措置であり、挙手採決の結果、第67号、第69号、第70号は賛成全員、第63号、第71号については賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

まず、議案第63号、平成23年度あわら市一般会計補正予算（第2号）（所管事項）について、所管課ごとに申し上げます。

まず、総務課所管について申し上げます。

災害支援費100万円については、東日本大震災の被災地への支援やスイカ等を届けるなどの支援を行うものです。このことについて、100万円の財源については、缶バッジの売上金を充当していますが、缶バッジを完売することができるのかとの問いがあり、理事者からは、現在1,750個が販売され、250個が在庫として残っている、今後各種イベントで販売促進に努力したいとの説明がありました。

次に、政策課所管について申し上げます。

ふるさと納税者に対する記念品代、雑誌「福楽」の広告料、広域圏の電算関係負担金の減額、コミュニティ助成事業に関する補助金に関するものです。

委員からは、寄附金が1万円を超えた場合、送料を含んで5,000円以内の記念品を贈ることについて、寄附金が小口化しつつある現状を踏まえ、この金額が妥当かとの意見が出されました。理事者からは、記念品については要綱に基づき贈っている。いましばらくは、5,000円の特産品で続けて、今後の状況を見ながら検討していきたいとの回答がありました。

広告料30万円は、雑誌「福楽」にあわら市のPRを掲載してもらおうためのものですが、「福楽」を選定した理由は何かとの問いに、理事者からは、印刷会社のエクシートが発行しているもので、会社の方針がしっかりしており、紙質などもよく保存するのに適しているからであるとの説明がありました。

次に、会計課所管について申し上げます。

コンビニ収納サービスの導入のために321万5,000円が計上されていますが、これは収納手数料、納付書へのバーコード印字及びシステム改修などの費用であります。導入後の見込みはどうかとの問いに、理事者からは、10月から3月までの利用件数は2,000件を見込み、銀行手数料21円に比べて3倍の63円の手数料を支払うものですが、先進地では2割弱がコンビニ収納に移行しているとの説明がありました。

次に、議会事務局所管について申し上げます。

議会活性化特別委員会に係る費用として、講演会に係る講師謝礼、先進地視察費が上げられていますが特に意見はありませんでした。

次に、教育委員会所管について申し上げます。

国際交流派遣事業委託料72万2,000円は、アメリカへの派遣事業のうち燃油サーチャージ料の値上げ分に対するもので、また、プール改修工事設計業務委託料は24年度工事予定の北潟、波松、本荘小学校の分であります。備品購入費160万円は、ブルーヒーター37台を新郷、吉崎、本荘小学校へ配置するものであります。

また、部、クラブの全国大会への出場補助金125万6,000円は、芦原中学校吹奏楽部が北陸代表として、全国大会に出場するための経費であります。

このほか、学校給食センター整備費1,597万円については、不動産鑑定評価業務委託料と用地の測量調査設計業務委託料に係る経費であり、あわせて、建設候補地についての説明がありました。

委員からは、ブルーヒーターに移行しつつあるようだが経緯が不透明であり、安全面から集中暖房がよいのではないかという意見が出されました。理事者からは、将来、教室へのエアコン導入も視野に入れているため、当面は最少のブルーヒーターを購入したいとの回答がありました。

海外派遣については、家庭の事情で参加できないことのないよう、適切に対応してほしいとの意見がありました。

給食センターの整備については、春宮地係を候補地に選定したいとの説明でありましたが、以前、水害に見舞われたことや地盤が軟弱なことを危惧する意見がありました。理事者からは、竹田川の改修など周辺整備が改善されていることや、地盛りを行うこと、また、地盤改良を行って対応していくとの回答がありました。

また、委員からは、金津地区には設備も新しく完全給食を実施している学校もあるのでそれらの意見を尊重してほしいとの要望があり、理事者からは、多額の費用をかけて整備するので、なるべく早くセンター方式に入ってもらうように努力するとの回答がありました。

次に、議案第67号、あわら市暴力団排除条例の制定について申し上げます。

この条例は、あわら市から暴力団を排除し、市民の安全で平穏な生活を確保するとともに社会経済活動の健全な発展を図ることを目的として制定するものであります。

委員からは、暴力団の組織実態、活動、被害状況などについて問いがあり、理事者からは、現在、旅館や建設業者からの被害届はないとのことでした。

次に、議案第69号、あわら市防犯隊設置条例の全部を改正する条例の制定について申し上げます。

防犯隊員が消防団員と兼務している現状では、大規模災害時の対応が困難なため、防犯隊の専務化を進め、定数は現行の264人から120人以内とし、区域は10支隊を6支隊に再編し、来年4月1日からの施行を目指すものです。

委員からは、年間1万1,000円の報酬や、出勤時の1,500円の手当は安過ぎるのではないかと、人口が減少している中、公募しても隊員が集まるのかなどの指摘がありました。理事者からは、報酬については県内の他市の状況を参考にするとともに、現役の防犯隊員とも協議しているので、今後については活動の状況を見ながら必要があれば見直しも行っていきたい。また、地区によっては、隊員の兼務を了承している地区もあり、今後は、区長や消防団OBの方々とも相談しながら募集に努力して、来年4月からスタートしたいとの回答がありました。

次に、議案第70号、あわら市税条例等の一部を改正する条例の制定については、地方税法等の改正に伴い、市税関係条例の一部を改正するもので、寄附金控除の対象金額の引き下げや罰則規定の見直し等を行うものでありますが、特段の質疑はありませんでした。

最後に、議案第71号、あわら市小中学校施設の利用に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは教育委員会所管の施設について、使用料の適正化を図るために、7条例を一括して改正するもので、来年4月1日から施行するものです。

使用料は半日または1日単位を時間単位とし、冷暖房設備利用者は3割増、利用者の3分の1以上が市外者の場合は2倍の使用料にするなどの改正です。

委員からは、受益者負担の原則から一定額の徴収は必要であるが、社会教育の推進に逆行するのではないかと。また、減免適用団体の基準についてわかりやすくすべ

きであるなど様々な意見が出され、理事者からは、今後の運用面で十分に対応していきたいとの回答がありました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査経過と結果を申し上げ、報告といたします。

議長（向山信博君） 次に、厚生経済常任委員長より報告願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 厚生経済常任委員長、山田重喜君。

4番（山田重喜君） 厚生経済常任委員会の審査の報告を申し上げます。

当委員会は、去る9月15日、16日の2日間にわたりまして、市長、副市長及び担当部課長等の出席を求め、当委員会に付託されました議案第63号、平成23年度あわら市一般会計補正予算（第2号）（所管事項）をはじめ6議案について、慎重に審査いたしました。

審査の結果、議案6件については、いずれも所要の措置であり、挙手採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程で論議されました主な事項について申し上げます。

まず、議案第63号、平成23年度あわら市一般会計補正予算（第2号）（所管事項）について、所管課ごとに申し上げます。

市民生活課所管について申し上げます。

市営駐輪場（新富）屋根改修工事費94万円について、委員からは、設置から何年経過しているのか、また発注方法はとの問いがあり、理事者からは、11年経過している。老朽化により屋根を全部取りかえる。また、発注方法は指名競争入札で執行するとの回答がありました。

次に、子育て支援課所管について申し上げます。

ふれあい保育推進事業補助金87万6,000円について、委員からは、どのような内容の補助金かとの問いがあり、理事者からは、中程度の障害児1人当たり月額4万8,640円を私立保育園等に補助するとの回答がありました。

病児・病後児利用者負担金17万1,000円の歳入減額について、委員からは、どうして負担金が減額になるのかとの問いがありました。理事者からは、近年、自治体の枠を超えた広域利用が増加したため、他市の状況を調査した。あわら市は利用者負担金を市に納めてもらっていたが、他市の状況は、医療機関に負担金を納める方法が主流であった。よって、制度の統一を図り、あわら市も医療機関に負担金を納めることに改めたため、減額に至ったとの回答がありました。

児童扶養手当支給費750万円の追加について、委員からは、対象児童が増加しているのか、また母子家庭等をどのように確認しているのかとの問いがあり、理事者からは、昨年と比べ約1.1倍に増加している。チェックは民生委員に世帯の確認をお願いしているとの回答がありました。

次に健康長寿課所管について申し上げます。

市民後見推進事業委託料500万8,000円については、委員からは、どのよう

な事業内容なのか、また委託料の内訳はどのようなものかとの問いがありました。理事者からは、身内がない認知症の方等に成年後見人をつける場合は、裁判所が弁護士や社会福祉士を選任するが、受け皿が飽和状態である。そのため、一般市民の方を後見人として養成するためのモデル事業である。また、委託料の内訳については臨時職員の賃金、実習に係る講師謝礼、相談部屋の確保等に当てる費用であるとの回答がありました。

地域支え合い体制事業補助金520万5,000円について、委員からは、国の補助率が100%であるのは今年限りである。来年以降の支援については、市で対応しなければならないのかとの問いがあり、理事者からは、今年は事業の充実を図るために採択した。今後の負担は行わないことになっているとの回答がありました。

次に、農林水産課所管について申し上げます。

劔岳かりんて祭開催補助金(第30回記念行事分)20万円について、委員からは、30周年記念で特別枠として補助金を出すらしいが、他の祭りでも何周年記念の場合、同じように取り扱うのかとの問いがありました。理事者からは、農林水産課所管の祭は収穫を祝うかりんて祭のみであるが、今回、地区からの要望を受けて特別枠で補助を実施する。他課の過去例では、観光商工課所管である開湯120周年といったときに特別枠で補助を実施しているとの回答がありました。

イノシシ捕獲促進事業補助金65万7,000円について、新規事業でイノシシ捕獲に係る集落における搬出埋設費用、エサ確保代、埋設穴掘削費に対して2分の1を助成するものです。委員からは、銃や檻の使用について法令を遵守し、運用手順を間違わないようにとの意見がありました。

次に、観光商工課所管について申し上げます。

あわら温泉湯のまち広場管理費123万6,000円について、委員からは、経費の内訳について問いがあり、理事者からは、藤野巖九郎記念館、資料館の受付に臨時職員を常時配置するための賃金及び休日や時間外に施設の管理業務をシルバー人材センターに委託する経費であるとの回答がありました。

次に、建設課所管について申し上げます。

芦原温泉駅前にぎわい交流広場整備事業(基本調査委託料)140万円について、委員からは、今後のスケジュールについて問いがあり、理事者からは、調査は今年末までには結果が出ると思う、利活用については、24年度で整備内容を詰め、25年度で整備したいとの回答がありました。

次に、議案第64号、平成23年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については、特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第65号、平成23年度あわら市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について申し上げます。

理事者からは、事務のおくれもあり、今回過年度分も含めて保険料の還付金400万円を計上したとの説明がありました。委員からは、事務のおくれによるものは、職員が適正に配置されていないのではないかととの問いがあり、理事者からは、通常

の職員は配置されており、予算が可決されたならば早急に返還したいとの回答がありました。

次に、議案第66号、平成23年度あわら市水道事業会計補正予算（第1号）については、特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第68号、あわら温泉湯のまち広場条例の制定について申し上げます。

この条例は、現在整備を進めているあわら湯のまち駅前多目的広場を公の施設として利用に供するため、新たに条例を制定するものです。

委員からは、地域に愛される広場になるため、名称について一般公募したらどうかとの提案があり、理事者からは、今後、愛称の一般公募であれば可能だと思う。しかし、現段階では公募の予定はないとの回答でありました。

条例に関連いたしまして、来年度以降の公園管理方法について、委員からは、最初から指定管理者を特定するのではなく、プロポーザル方式によりコンペを行って、管理者を決定すべきと複数の強い意見がありました。理事者からは、にぎわい創出のためには地元の団体に広場を使ってもらう仕掛けが必要であり、それを観光に結びつけたい。そのため、あわら市観光協会にその役目を担ってほしいとの回答がありました。

次に、議案第72号、字の区域及び名称の変更については、花乃杜三丁目に係る住居表示の実施のため、字の区域及び名称を変更するものであり、特段の質疑はありませんでした。

最後に議案外ではありますが、理事者から、地域公共交通に係るデマンド交通の説明がありました。委員からは、予約方法、登録方法、乗降場所、料金など、もっと使い勝手のよいように改善すべきとの意見がありました。理事者からは、タクシーを利用するが中身は公共交通のバスである。公共交通のぎりぎりの線を検討している。乗り合い方式や停留所方式は変更できない。ターミナルを廃止したこと及び停留所を増やすことで、コミュニティバスより使い勝手の良いものにしたいとの回答がありました。

今後は、デマンド交通についての資料やスケジュールを提示していただき、各種課題を解決した上で、来年4月からの実施に当たってほしいと思います。

以上、当委員会に付託されました案件の審査経過と結果を申し上げ、報告といたします。

---

議長（向山信博君） これより、各常任委員長の報告に対する総括質疑を許します。

議長（向山信博君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 質疑なしと認めます。

議長（向山信博君） これから、日程第2から日程第11までの討論、採決に入ります。

---

議長（向山信博君） 議案第63号、平成23年度あわら市一般会計補正予算（第2号）について討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） まず、原案に反対者の発言を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 8番、山川知一郎君。

8番（山川知一郎君） 議案第63号について、反対の討論をいたします。

反対の理由の一つは、今度の補正予算には、給食センターの用地整備事業費1,597万円が計上されておりますが、私は従来から申し上げておりますとおり、食育の推進のためには、センター方式ではなくて、自校方式の方が有効であると。国の食育基本法でも、食育は米や野菜などの栽培、収穫、そして流通、調理、そして食べること、こういうことを通じて子供たちに安全・安心なおいしい給食を提供する。また、地産地消を推進する。また、生き物に対する感謝の気持ちを養う等々、すべての人間が生きていく上での基本的な非常に重要なものであるというふうに強調をしております。こういう食育の目的達成のためには、センター方式ではなくて、自校方式でやるほうが、より有効であるというふうに考えます。今までも申してきましたが、今年度も先月8月23日に福井県の学校給食のコンテストがありました。これにもあわら市内では金津東小学校が出ておりますが、こういうコンテストの参加状況をみましても、入賞をみましても、ほとんどが自校方式の学校であります。今まで、いろんな中で、市長も教育委員会も食育はセンター化してもできると、また、基本は学校よりも家庭だというようなことを言っておられますけれども、しかし、今、家庭における食育は非常に困難になっているというふうに思います。そういう中で、子供たちに本当に先ほど申しましたような食育の目的を達成する。そういうことを培っていくためには、何としても自校方式を守るべきであるというふうに考えます。特に、旧金津町におきましては、合併前からずっと自校方式を継続をしております。まだ、どの学校の給食設備もほとんどは使用可能であります。完全給食をするにしても、米の炊飯器を新たに設置するとすれば、十分に今の設備でできるというふうに考えます。そういう点では、給食センターへの移行は認められないというのが理由であるます。

もう一つ、二つ目の理由は、この63号には、学校に暖房器具としてブルーヒーターを導入する160万円の補正予算が計上されております。しかし、各学校には集中暖房の設備があります。なぜ集中暖房があるのにブルーヒーターを導入するのか、議論になりましたが、いずれもこの集中暖房設備が故障しているためということでありました。しかし、子供の安全を考えて、今まで学校には集中暖房設備が設けられたというふうに思います。これを、故障したからということで、ブルーヒーターに切りかえるということは、子供がそれによって怪我をしたり、火災が発生したり、非常に危険があるのではないかとというふうに思います。そういう点でも、早急に集中暖房設備の故障を直して、安全で学校生活を送られるようにすべきである

というふうに考えます。

以上、2点でこの63号には反対するものであります。議員各位のご理解とご賛同をお願いいたしまして、討論といたします。

議長（向山信博君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） これで討論は終わります。

議長（向山信博君） これより、議案第63号を採決します。

本案に対する両常任委員長の報告は原案可決であります。

各委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立多数です。

したがって、議案第63号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（向山信博君） 議案第64号、平成23年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第64号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第64号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（向山信博君） 議案第65号、平成23年度あわら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第65号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第65号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（向山信博君） 議案第66号、平成23年度あわら市水道事業会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第 66 号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第 66 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（向山信博君） 議案第 67 号、平成 23 年度あわら市暴力団排除条例の制定について討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第 67 号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第 67 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（向山信博君） 議案第 68 号、芦原温泉湯のまち広場条例の制定について討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第 68 号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第 68 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（向山信博君） 議案第 69 号、あわら市防犯隊設置条例の全部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第 69 号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第69号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（向山信博君） 議案第70号、あわら市税条例等の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第70号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第70号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（向山信博君） 議案第71号、あわら市小中学校施設の利用に関する条例等の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） まず、原案に反対者の発言を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 8番、山川知一郎君。

8番（山川知一郎君） 議案第71号に反対の討論をいたします。

この71号の提案の趣旨は、公民館等の使用の「適正化を図る」ということになっておりますが、「適正化を図る」ということは、そもそもどういうことか、趣旨がもうひとつよくわからないところがあります。

また、公民館等は社会教育推進の重要な場所であります。現在は多くの方が公民館等をいろんなサークル等で無料で使用している例もたくさんありますが、今回のこの委員会での審議の中では、公民館等の使用料は、昨年1年間の使用料収入は28万円であったけれども、今回の改正によりまして、減免措置を適用しても総額では年間118万円、約4倍になるとのことです。

また、いろいろ減免措置が講じられておりますけれども、委員会の中では、カラオケ等の趣味のサークル、こういう自分たちの好みといいますか、こういうものに対しては、負担もやむを得ないのではないかというようなことがありましたが、しかし、私は高齢化社会を迎えて、たとえ趣味のカラオケであろうが、踊りであろうが、こういうものを本当にこれからますます積極的に推進していくことこそ、今、市の大きな使命ではないかというふうに思います。本当に高齢化したお年寄りが毎日仕事もなく、行き場もなく、家の中でぼつんと孤立している。こういう状況をなくしていくためにも、もっともっと積極的に公民館等を使用するように、そのためには、現在のようにむしろ有料化するのではなくて、無料化して、積極的に社会

教育を推進するというところ、今、求められていることではないかというふうに考えます。

そういう点で、この71号には反対するものであります。是非、各位のご理解とご賛同をお願いいたしまして、討論といたします。

議長（向山信博君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） これで討論を終わります。

議長（向山信博君） これより、議案第71号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立多数です。

したがって、議案第71号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（向山信博君） 議案第72号、字の区域及び名称の変更について討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第72号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第72号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 発議第3号の提案理由説明・質疑・討論・採決

議長（向山信博君） 日程第12、発議第3号、地方財政の充実・強化を求める意見を議題とします。

議長（向山信博君） 本案に対する、提出者の趣旨説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 提出者、5番、三上 薫君。

5番（三上 薫君） 議長のご指名がありましたので、発議第3号、地方財政の充実・強化を求める意見書について趣旨説明を申し上げます。

東日本大震災によって、東北・関東では多くの自治体が甚大な被害を受け、今後は、自治体が中心となった復興が求められております。

また、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっております。

よって、来年度予算においては、震災対策費を確保しつつ、本年度と同規模の地方財政計画、地方交付税が求められており、2012年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、その対策を求めるものであります。

所定の賛成者を得て提案させていただきましたので、議員各位のご賛同をお願いいたします。

なお、意見書案については、お手元に配布のとおりでありますので、よろしくお願ひします。

議長（向山信博君） 本案に対する質疑を許します。

議長（向山信博君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 質疑なしと認めます。

議長（向山信博君） ただいま議題となっております発議第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 異議なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、発議第3号を採決します。

本案を提案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、発議第3号は、提案のとおり可決されました。

発議第4号の提案理由説明・質疑・討論・採決

議長（向山信博君） 日程第13、発議第4号、安心・安全な地域社会づくりと農業の発展に向けた意見書を議題とします。

議長（向山信博君） 本案に対する、提出者の趣旨説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 提出者、4番、山田重喜君。

4番（山田重喜君） 議長のご指名がありましたので、発議第4号、安心・安全な地域社会づくりと農業の発展に向けた意見書について、趣旨説明を申し上げます。

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による大津波により、住居や農地は壊滅的な被害を受け、震災によって発生した原発事故はいまだに収束の見通しが立っておりません。

特に、全国でも最多の原子力発電所が立地する本県においては、農業者が安心し

て農産物を生産できる環境と安全な食料を供給していける体制の重要性を再認識したところであります。

よって、農業者が安心・安全に営農活動を維持し、地域農業を発展していくため、特段の取り組みを求めるものであります。

所定の賛成者を得て提案させていただきましたので、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

なお、意見書案につきましては、お手元に配布のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

議長（向山信博君） 本案に対する質疑を許します。

議長（向山信博君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 質疑なしと認めます。

議長（向山信博君） ただいま議題となっております発議第4号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 異議なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、発議第4号を採決します。

本案を提案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立多数です。

したがって、発議第4号は、提案のとおり可決されました。

#### 常任委員会の閉会中の継続調査の件

議長（向山信博君） 日程第14、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長及び厚生経済常任委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配布しました調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

議長（向山信博君） お諮りします。

各常任委員長申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 議員派遣の件

議長（向山信博君） 日程第15、議員派遣の件を議題とします。

議長（向山信博君） お諮りします。

本件につきましては、お手元に配布した資料のとおりであります。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 異議なしと認めます。

よって、資料のとおり派遣することに決定しました。

---

#### 閉議の宣告

議長（向山信博君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、会議を閉じます。

---

#### 市長閉会挨拶

議長（向山信博君） 市長より発言の申し出がありますので、この際、これを許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、今月の5日から、長期間にわたりましてご出務をいただきました。また、提案をいたしましたそれぞれの議案、妥当なご決定をいただきました。厚く御礼を申し上げる次第でございます。

特に、その中で懸案となっておりました給食センターの整備事業の一部経費につきまして、所要の予算を計上させていただきましたが、お認めをいただきましたので、速やかに事務を執行して次の段階に移りたいというふうに思っておりますので、引き続いてのご理解、ご協力をお願い申し上げます。

合併特例法で定めております10年間の財政優遇期間もあと2年半となりました。給食センターに限らず、今後も合併特例債を利用して整備すべきものにつきまして、精査をした上で進めていかなければならないというふうに考えております。議員におかれましても、また、我々理事者におきましても、こういう時代にめぐり会ったということは、やや大げさな言い方かもしれませんが、歴史的使命を帯びているというふうにも思っているところでございますので、議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

なお、台風、今回15号、市内にはさほど大きな災害もなく、無事通過したところでほっといたしておりますが、台風一過、これからはさわやかな秋が参るかと思

います。スポーツの秋、文化の秋でありまして、いろいろなまた行事等もございますので、議員各位にも是非またご出席をいただきまして、盛り上げていただきますように、お願いを申し上げる次第でございます。

今までが大変暑うございましたので、涼しくなると健康にも十分ご留意いただきまして、精いっぱい議員活動されますようにお祈りを申し上げまして、閉会に当たっての御礼のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

---

#### 議長閉会挨拶

議長（向山信博君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今回の定例会に当たりましては、皆様方の妥当なる決断に対しまして、まずもって心からお礼を申し上げる次第でございます。

さて、民主党政権が誕生いたしまして、2年と1カ月ちょっとが経過をいたしました。

3人目の総理大臣が先日誕生いたしました。自民政権時代の晩年も同様でしたけれども、ねじれ国会ということもありますが、政治より政局争いにしか国民には見えてきません。そんな中、見る見るうちに景気は後退し、円高はますます厳しい状況にあります。企業は、アウトソーシング、海外生産をしなければならない状況に来ております。なお一層、ますます失業率の悪化が懸念されます。被災地を応援しなければならない我々の元気が、本当に危ぶまれてきております。我々は国難とも呼ばれるこのような状況の中で、あわら市の今後の行財政をどのように進めていくのか、真剣に考えなければならない。また、問われることになるというふうに思います。先輩議員が常々言っておられます、議会の円満なくして、市民の幸せはない。これをモットーに、我々は更なる努力をし、精いっぱい頑張ってお参らなければならないというふうに思っております。

終わりになりますが、これから、市や地域での諸行事が多くなります。皆様方には、健康に留意され、ますますのご活躍をお祈り申し上げまして、終わりに当たっての挨拶にかえさせていただきます。お疲れさまでした。

---

#### 閉会の宣告

議長（向山信博君） これをもって、第55回あわら市議会定例会を閉会します。

（午後2時25分）

---

地方自治法第 1 2 3 条の規定により署名する

平成 2 3 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員